

令和4年度
都市局関係予算概要

令和4年1月
国土交通省都市局

目 次

I. 令和4年度 都市局関係予算 総括表	1
II. 令和4年度 都市局関係予算の基本方針	6
III. 令和4年度 都市局関係予算 主要事項	7
1. 防災・減災まちづくりの更なる推進	7
2. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり	9
3. まちづくりのグリーン化の推進	11
4. デジタル技術・データを活用したまちづくり	12
5. 都市の国際競争力強化や海外展開の推進	13
6. 首里城復元や国際園芸博覧会に向けた取組	14
IV. 令和4年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等	15
1. 防災・減災まちづくりの更なる推進	
(1) 近年の大規模自然災害からの復旧・復興	15
(2) 盛土による災害の防止	16
(3) 事前防災による安全な市街地の形成	17
(4) 市街地開発事業等における無電柱化の推進	18
2. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり	
(1) コンパクト・プラス・ネットワークの更なる推進	19
(2) 官民連携によるエリア価値の向上	21
(3) まちなかウォークアブルの取組の更なる推進	22
(4) 駅まち空間の再構築の推進	23
(5) エリア価値向上に向けた自立的なまちづくりの推進	24
(6) 子ども・子育て支援などの社会課題に対応した公園の整備	25
3. まちづくりのグリーン化の推進	
(1) エリア一体となったまちづくりのグリーン化	27
(2) CO ₂ 吸収源となるグリーンインフラの社会実装	28
(3) 環境に配慮した民間都市開発等の推進	29
(4) 国営公園等における再生可能エネルギー導入の推進	30
4. デジタル技術・データを活用したまちづくり	
(1) スマートシティの実装化の推進	31
(2) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	32
5. 都市の国際競争力強化や海外展開の推進	
(1) 国際競争力強化のための都市再生の推進	33
(2) 都市開発の海外展開の推進	34
6. 首里城復元や国際園芸博覧会に向けた取組	
(1) 首里城の復元に向けた取組	35
(2) 2027年国際園芸博覧会等に向けた取組	36
V. 令和4年度 都市局関係予算 新規・拡充事項等一覧	37
VI. 令和4年度 都市局関係 税制改正概要	39
VII. 参考資料	40
VIII. 問い合わせ先	67

I. 令和4年度 都市局関係予算 総括表

(1) 令和4年度 都市局関係予算 事業費・国費総括表

事 項	令 和 4 年 度 (A)	
	事業費	国 費
国 営 公 園 等	40,295	31,971
うち 国 営 公 園 等 整 備	9,176	9,176
うち 国 営 公 園 等 維 持 管 理	14,897	14,897
市 街 地 整 備	262,083	93,732
住 宅 対 策	1,418	709
<u>一般公共事業計</u>	<u>303,796</u>	<u>126,412</u>
災 害 復 旧 等	744	406
<u>公共事業関係計</u>	<u>304,540</u>	<u>126,818</u>
行 政 経 費	3,244	2,235
<u>合 計</u>	<u>307,784</u>	<u>129,053</u>

(単位：百万円)

前年度 (B)		倍 率 (A/B)		備 考														
事業費	国 費	事業費	国 費															
34,315	28,971	1.17	1.10	1. 本表のほか、国土交通省全体で社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金があり、地方の要望に応じて都市局関係事業に充てることができる。 ・社会資本整備総合交付金 581,731百万円 ・防災・安全交付金 815,570百万円														
8,917	8,917	1.03	1.03															
14,972	14,972	1.00	1.00															
283,950	93,732	0.92	1.00	2. 本表のほか、道路事業全体額の内数として以下のとおり街路事業がある。 (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th><th colspan="2">令和 4 年度</th><th colspan="2">前年度</th></tr> <tr> <th>事業費</th><th>国 費</th><th>事業費</th><th>国 費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街 路 事 業</td><td>4,788,128 の内数</td><td>2,110,940 の内数※</td><td>4,843,036 の内数</td><td>2,059,178 の内数</td></tr> </tbody> </table>	事 項	令和 4 年度		前年度		事業費	国 費	事業費	国 費	街 路 事 業	4,788,128 の内数	2,110,940 の内数※	4,843,036 の内数	2,059,178 の内数
事 項	令和 4 年度		前年度															
	事業費	国 費	事業費	国 費														
街 路 事 業	4,788,128 の内数	2,110,940 の内数※	4,843,036 の内数	2,059,178 の内数														
1,418	709	1.00	1.00	※「高規格道路、IC等アクセス道路その他 210,627百万円」、「交通安全対策事業（通学路緊急対策）50,000百万円」等の内数を含む。														
319,683	123,412	0.95	1.02															
744	406	1.00	1.00	3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計予算がある。 ・国営追悼・祈念施設整備事業 494百万円														
320,427	123,818	0.95	1.02	4. 本表のほか、一般財団法人民間都市開発推進機構のメザン支援事業がある。 ・政府保証債（財政投融資） 35,000百万円 ・政府保証借入 10,000百万円														
4,864	2,274	0.67	0.98															
325,290	126,091	0.95	1.02															

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しないものがある。

(2) 令和4年度 都市局関係予算 主要事項(国費)

(単位: 百万円)

事 項	令和4年度 (A)	前 年 度 (B)	倍 率 (A/B)	(参考) 令和3年度 補正予算
国営公園等	31,971	28,971	1.10	7,013
国営公園等整備	9,176	8,917	1.03	1,905
国営公園等維持管理	14,897	14,972	1.00	5,108
社会課題対応型都市公園機能向上促進事業	3,000	0	皆増	0
国営公園等事業調査	253	152	1.66	0
市街地整備	93,732	93,732	1.00	10,410
都市構造再編集集中支援事業	70,000	70,000	1.00	5,200
まちなかウォークアブル推進事業	350	200	1.75	20
都市・地域交通戦略推進事業	900	900	1.00	100
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	2,000	2,000	1.00	2,900
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	250	245	1.02	40
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	700	0	皆増	0
都市空間情報デジタル基盤構築調査	500	0	皆増	2,000
国際競争拠点都市整備事業	13,000	12,820	1.01	0
地下街防災推進事業	270	350	0.77	50
都市開発事業調査	520	424	1.23	100
住宅対策	709	709	1.00	0
密集市街地総合防災事業	674	674	1.00	0
一般公共事業計	126,412	123,412	1.02	17,423
災害復旧等	406	406	1.00	2,080
公共事業関係計	126,818	123,818	1.02	19,503
行政経費	2,235	2,274	0.98	410
コンパクトシティ形成支援事業	545	500	1.09	0
防災集団移転促進事業	132	45	2.95	30
復興事前準備主流化検討調査	15	10	1.47	0
官民連携まちなか再生推進事業	344	510	0.67	240
将来世代に引き継ぐ都市政策の推進に係る検討調査	13	10	1.34	0
スマートシティ実装化支援事業	265	0	皆増	140
スマートシティ実装化支援調査	15	0	皆増	0
都市開発の海外展開	213	213	1.00	0
2027年国際園芸博覧会事業	83	0	皆増	0
2027年国際園芸博覧会検討調査	30	36	0.83	0
アルメーレ・ドーハ国際園芸博覧会出展調査	12	10	1.20	0
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	160	160	1.00	0
合 計	129,053	126,091	1.02	19,913

1. 本表は、主要事項を記載しているため、各計数の和は合計と一致しない。
2. 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計と一致しないものがある。

(参考) 令和3年度 都市局関係 補正予算総括表 (国費)

(単位: 百万円)

事 項	令和3年度 補正予算
Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動	11,032
1. 成長戦略	11,032
・経済成長を支える脱炭素に資する都市インフラの整備	3,863
・3D都市モデルの整備等によるスマートシティの推進等	2,240
・地域観光等の拠点や多様な世代の集いの場を創出するコンパクトでウォーカブルなまちづくり等の実現、地下高速鉄道ネットワークの充実	4,929
・地域における経済基盤の強化等の推進 (社会資本整備総合交付金等)	17,396 の内数
Ⅳ. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保	8,881
1. 防災・減災、国土強靱化の推進	6,771
・気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進	40
・南海トラフ地震、首都直下地震等を見据えた公共施設等の耐災害性の強化	5,744
・河川・ダム、道路、都市公園、鉄道、空港、港湾等の重要インフラに係る老朽化対策	987
・盛土による災害の防止	1,740 の内数
・地域における防災・減災、国土強靱化の推進 (防災・安全交付金等)	360,139 の内数
2. 自然災害からの復旧・復興の加速	2,110
・河川、道路、港湾、鉄道等の災害復旧等	2,110
合 計	19,913

1. 本表は、「令和3年度国土交通省関係補正予算の概要」の都市局関係を抜粋したものである。
2. 本表のほか、国庫債務負担行為 (ゼロ国債) として、国営公園等事業 329百万円がある。
3. 本表のほか、道路事業全体額の内数として街路事業がある。

Ⅱ. 令和4年度 都市局関係予算の基本方針

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、これに屈しない強靱なまちづくりが必要です。また、グリーン化やデジタル化の推進、ポストコロナにおける多様な住まい方・働き方を見据えるなど、新たな経済社会に対応したまちづくりも重要です。このため、次の2点を柱に取り組みます。

第一に、**防災・減災まちづくりの更なる推進**です。防災・減災を主流化したコンパクトシティの形成を進めつつ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進等により、盛土による災害の防止、安全な市街地の形成などに取り組みます。

第二に、**コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり**の推進です。デジタル田園都市国家構想の実現等に資するよう、地域資源を活用してエリア価値を高める「ポストコロナに対応したまちづくり」、都市内のエリア単位での「グリーン化」、これを支える「デジタル技術・データ活用まちづくり」を進めます。

防災・減災、国土強靱化

- 防災・減災を主流化したコンパクトシティの推進
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進等による盛土による災害の防止、安全な市街地の形成 等



防災・減災まちづくりの更なる推進

ポストコロナ対応

- 変化・多様化する人々のニーズに対応するため、まちの資源として存在する官民の既存ストックを最大限に利活用し、エリア価値を向上

グリーン化

- 脱炭素先行地域と連携して
 - ・エネルギーの面的利用
 - ・グリーンインフラの社会実装
 - ・環境に配慮した民間都市開発等をエリア一体となって推進

デジタル技術・データ活用

- スマートシティの推進や3D都市モデル（Project PLATEAU）など、データを活用したシミュレーションや効果検証、デジタル技術による新たなサービスを展開



コンパクトでゆとりとにぎわいのあるウォーカブルなまちづくりの実現

Ⅲ. 令和4年度 都市局関係予算 主要事項

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、防災・減災を主流化したコンパクトシティ、事前防災による安全な市街地の形成などを推進する。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進等により、盛土による災害の防止、安全な市街地の形成などを図るほか、土地区画整理事業による復興まちづくりや市街地開発事業等における無電柱化を推進する。

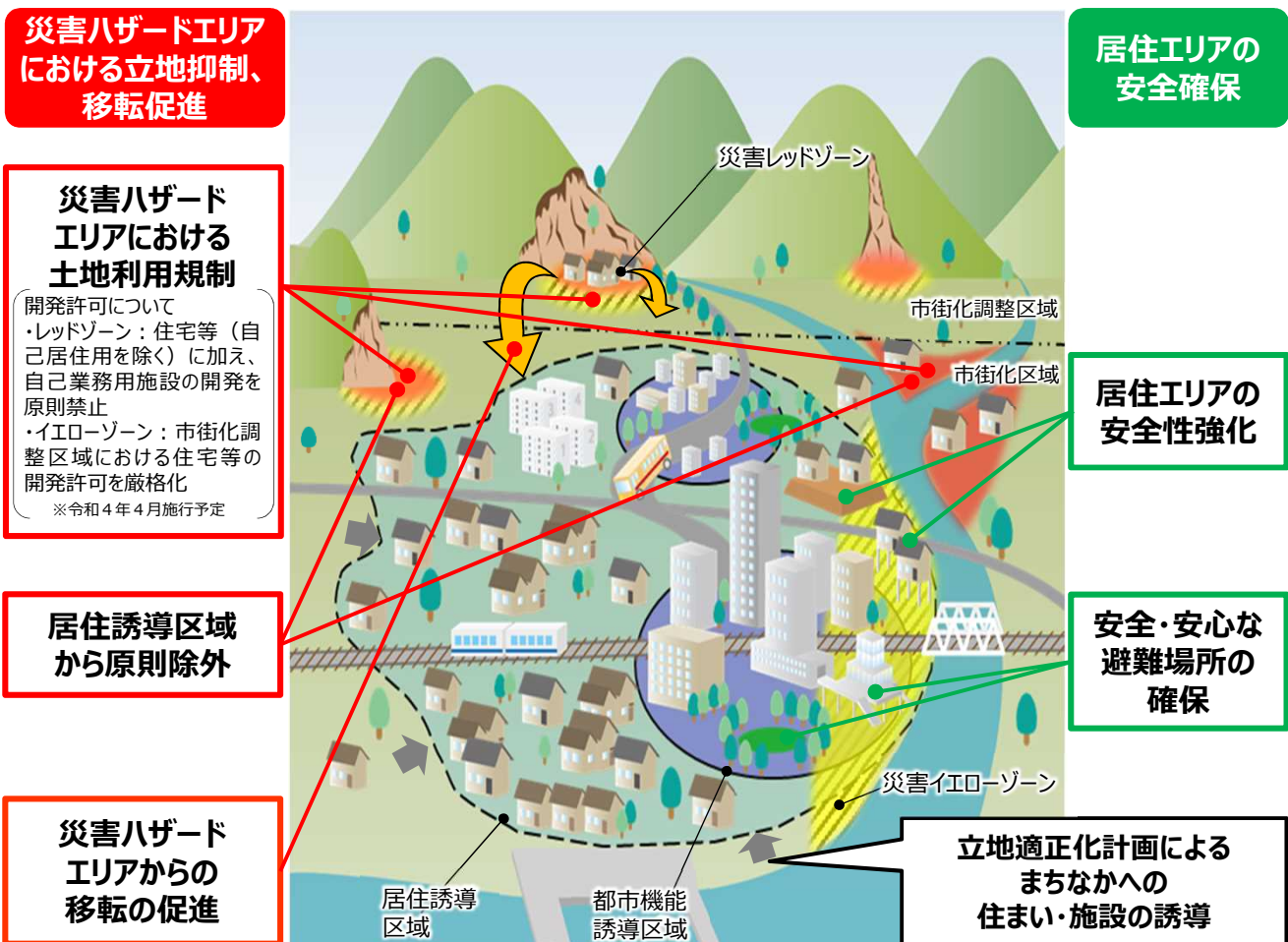
施策の概要

① 防災・減災を主流化したコンパクトシティの推進

○ 安全でコンパクトなまちづくり

「流域治水」の考え方なども踏まえ、立地適正化計画において居住誘導区域等の防災・減災対策を定める「防災指針」等に基づき、災害ハザードエリアからの移転や居住エリアの安全性強化、避難場所の確保等を総合的に推進する。

誘導・規制等を総動員し、**災害が起きてからではなく、起きる前の「事前防災」のまちづくりへ**



② 事前防災による安全な市街地の形成

- 災害発生時の早期かつ的確な復旧・復興を実現するため、事前復興まちづくり計画の策定に対する支援を追加する。
【都市防災総合推進事業 復興事前準備主流化検討調査】
- 災害の危険性の高い地域から安全な地域への災害前の集団移転を促進するため、空き地・空き家等を積極的に活用できるよう運用を改善する。
【防災集団移転促進事業】



③ 盛土による災害の防止

- 盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、行為者等による是正措置を基本※としつつ、地方公共団体による安全性把握のための詳細調査や盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に対する支援を充実する。
※支援に当たっては、各種法令（条例含む）による行為者等に対する勧告等が行われていること等を要件化
【宅地耐震化推進事業 盛土緊急対策事業】



※併せて、大臣官房「参事官（宅地・盛土防災担当）」を設置するとともに本省及び地方整備局等の定員を増員し、体制を強化。

宅地耐震化推進事業※1の拡充・盛土緊急対策事業※2の創設

※1 宅地耐震化推進事業は大規模盛土造成地が対象
※2 盛土緊急対策事業は大規模盛土造成地以外の盛土が対象
※3 盛土緊急対策事業のみ

R3補正～

- ・ 安全性把握調査
- ・ 応急対策工事



R4当初～

- ・ 盛土の撤去工事※3
- ・ 盛土の崩落防止工事

国負担分：国費率 1/2、2/3 地方負担分：地方財政措置（公共事業等債、特別交付税）

※調査の国費率2/3については、令和4年度までに実施するもの等一定の要件を満たすものが対象

※本事業は、調査は令和6年度までに実施するもの、工事は令和7年度までに着手するものが対象

④ 土地区画整理事業による復興まちづくりの支援

- 復興まちづくりを推進するため、土地区画整理事業について、公共施設充当用地の先行買収や、公共施設整備に関連する連鎖的な移転補償への支援対象地区に、被災市街地復興推進地域を追加する。
【都市再生区画整理事業】



⑤ 市街地開発事業等における無電柱化の推進

- 市街地開発事業等において、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化を推進するため、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援制度を創設する。
【無電柱化まちづくり促進事業】



2. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり

コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを更に推進しつつ、官民連携によるまちなかにおける「居心地が良く歩きたくなる」空間（ウォーカブル空間）の形成や、身近な地域における既存ストックの活用によるエリア価値の向上など、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりに取り組む。

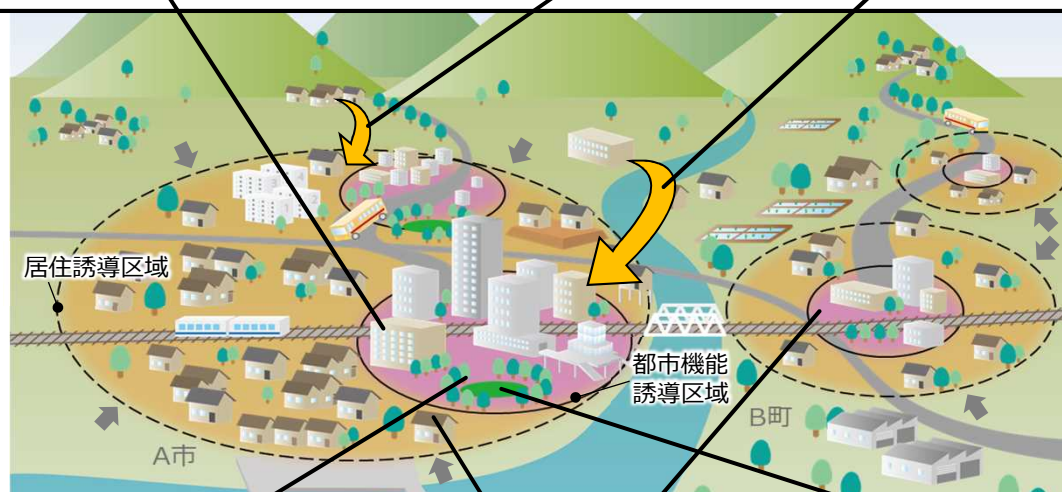
施策の概要

①コンパクト・プラス・ネットワークの更なる推進

● 広域連携による
基幹的施設の整備

● 移転を希望する者の移転支援、
移転元地の管理の適正化

● 施設統廃合に伴う
元地管理適正化



②まちなかウォーカブルの 取組の更なる推進

③官民連携による エリア価値の向上

④社会課題に対応した 公園の整備

① コンパクト・プラス・ネットワークの更なる推進

生活利便性の維持・向上や地域経済の活性化に向けて、地域公共交通と連携し、居住や都市機能の集積を目指す「立地適正化計画」の取組を促進するため、以下について支援を強化する。

【コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集集中支援事業】

● 広域連携による
基幹的施設の整備

広域連携によるまちづくりを促進するため、広域的な利用が想定される基幹的な誘導施設（病院・学校等）整備に対する支援を強化。



基幹的な誘導施設の整備

● 移転を希望する者の移転支援、
移転元地の管理の適正化

コンパクトなまちづくりを促進するため、移転を希望する者の移転や移転元地の適正管理について支援対象に追加。



移転元地の住宅除却

● 施設統廃合に伴う
元地管理適正化

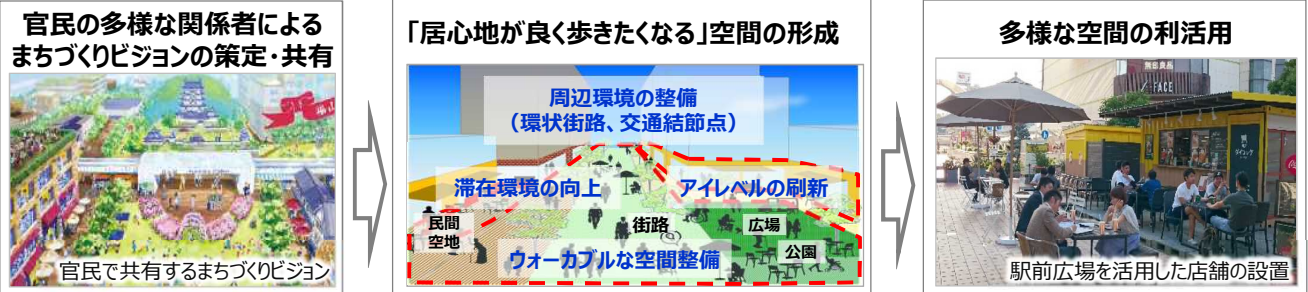
ストックの適正管理を促進するため、誘導施設の整備（統廃合）により廃止される施設の除却等について支援対象に追加。



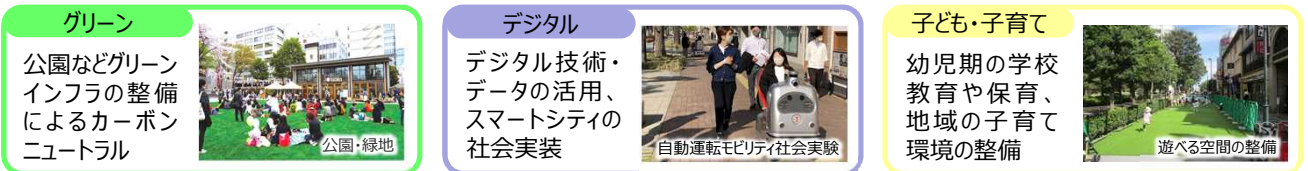
廃止施設の敷地を活用した広場整備

② まちなかウォーカブルの取組の更なる推進

官民多様な関係者でまちの課題や目指すべきビジョンを共有しながら、まちなかウォーカブルを推進するため、グリーン化、デジタル化、子ども・子育て支援等の重点的に取り組むべき課題と連携したまちなかづくりに対し、計画策定段階からの支援を追加する。【まちなかウォーカブル推進事業 官民連携まちなか再生推進事業】



■ 重点的に取り組むべき課題のイメージ



③ 官民連携によるエリア価値の向上

身近なエリア（＝ネイバーフッド）において、地域の関係者の官民連携により、地域の資源として存在する既存ストックを最大限に活用し、エリアの価値の向上に資する取組を支援する「エリア価値向上整備事業」を新たに支援対象とする。【都市構造再編集支援事業 まちなかウォーカブル推進事業 都市再生整備計画事業】

身近なエリアにおいて、地域の官民連携による持続的な役割分担・ルールづくり

エリアの価値向上に向けた取組 ～エリア価値向上整備事業～

既存ストックの改修・改変・高質化によるまちの有効活用



青空駐車を広場へ転換（愛媛県松山市）

多様なサービスの導入によるまちの利便性向上



シェアモビリティの導入

社会実験等によるまちの新たな可能性発掘



混雑情報・防災情報等まちの情報のリアルタイム発信

④ 子ども・子育て支援などの社会課題に対応した公園の整備

地方公共団体においてユニバーサルデザイン化や感染症対策などのモデルとなる公園の整備を推進するための「社会課題対応型都市公園機能向上促進事業」を創設するとともに、国営公園において全国の都市公園におけるユニバーサルデザインの取組を牽引できるモデルエリアの整備等を行う。

ユニバーサルデザイン化の取組



ユニバーサルデザイン遊具の設置
都立砧公園（東京都世田谷区）



園路のバリアフリー化
国営越後丘陵公園（新潟県長岡市）

感染症対策



非接触型手洗場の整備



デジタル技術による混雑把握（イメージ）

【国営公園等事業 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業 都市公園・緑地等事業】

3. まちづくりのグリーン化の推進

都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進やウォーカブルな空間づくり等とあわせて、デジタル技術等を活用し、エネルギーの面的利用による効率化、グリーンインフラの社会実装、環境に配慮した民間都市開発等の取組を総合的、重点的に支援する。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域脱炭素ロードマップの脱炭素先行地域と連携して取組を推進する。

施策の概要

＜2050年カーボンニュートラルに向けたまちづくりの取組＞

都市構造の変革

人口減少を見据えた
サステナブルでグリーンな
都市構造の構築

(取組例)長野県小諸市



集約化による賑わいの創出



公共交通網の整備
(コミュニティバス)

- まちづくりと連携した効率的な脱炭素化の推進

街区単位での変革

面的な取組による災害対応力の
強化と脱炭素化への貢献
(民間都市開発への支援)

(取組例)大手町・丸の内・有楽町地区



熱導管の整備



民間緑地の創出

- 再生可能エネルギー施設やエネルギー貯留施設等の整備の推進
- ZEBレベルの省エネ水準の建築物整備の推進
- 環境に配慮した民間都市開発事業の推進

グリーンインフラの社会実装

グリーンインフラの社会実装
による都市環境の向上と
脱炭素への貢献

(取組例)兵庫県立尼崎の森中央緑地



樹木主体の都市公園

(取組例)東京都千代田区(民間施設)



屋上緑化

- CO₂吸収源となるグリーンインフラの社会実装の推進
- 国営公園等における再生エネルギー発電施設導入の推進

3D都市モデル等デジタル技術の活用による更なる脱炭素化の推進

＜脱炭素先行地域での取組＞

- 脱炭素先行地域^{※1}における取組に対する重点的な支援
- 樹木主体の都市公園整備の重点的な支援^{※2}
- 一定の要件を満たす民間建築物等の屋上緑化等の支援^{※2}

※1 地域脱炭素ロードマップに位置付けられた、地域課題の解決とあわせて脱炭素化を実現する地域

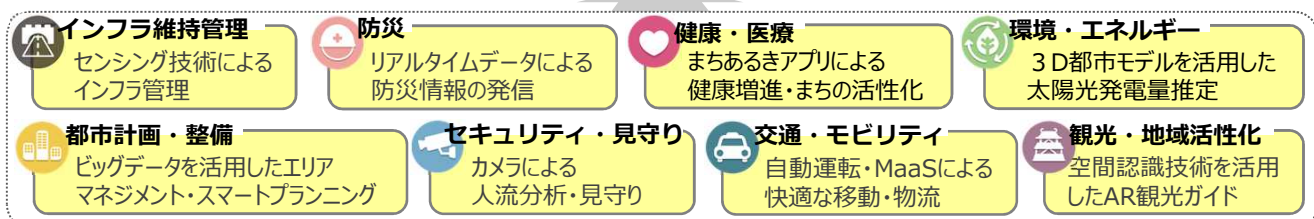
※2 緑化地域又は緑化重点地区を含む

4. デジタル技術・データを活用したまちづくり

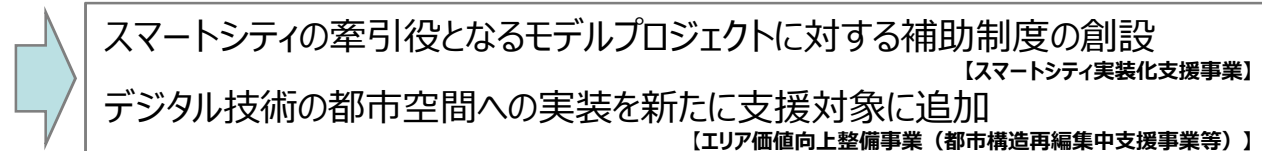
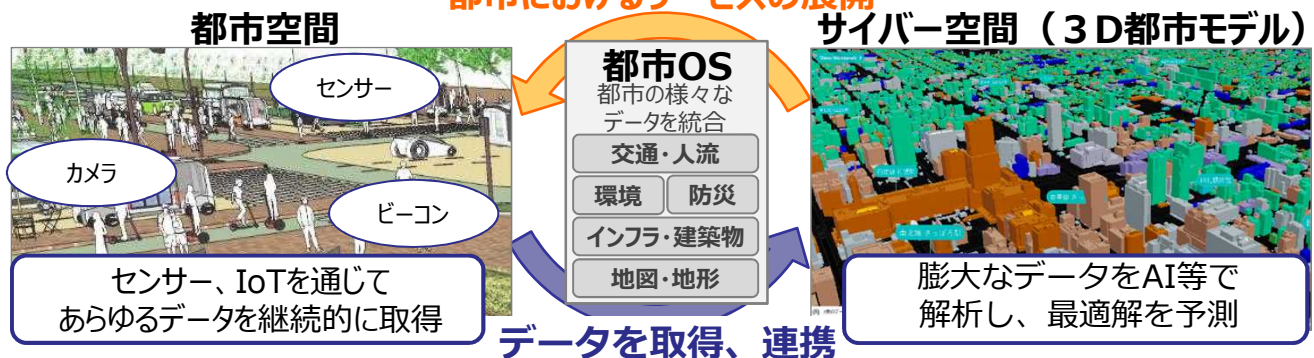
デジタル田園都市国家構想の実現等に向けて、新技術や官民データを活用し、地域が抱える課題の解決や新たな価値の創出を図る「スマートシティ」の社会実装を加速するため、モデルプロジェクトの支援や、センサー等のデジタル技術の都市空間への実装の支援とともに、「スマートシティ」を始めとしたまちづくりのDXを進めるため、基盤となる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進する。

施策の概要

住民満足度の向上、グリーン化など多様で持続可能なスマートシティを構築



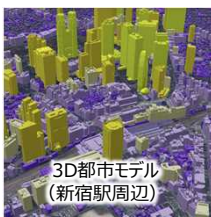
都市におけるサービスの展開



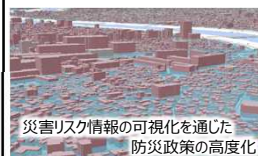
3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化プロジェクト“PLATEAU（プラトー）”

3D都市モデルの整備・オープンデータ化

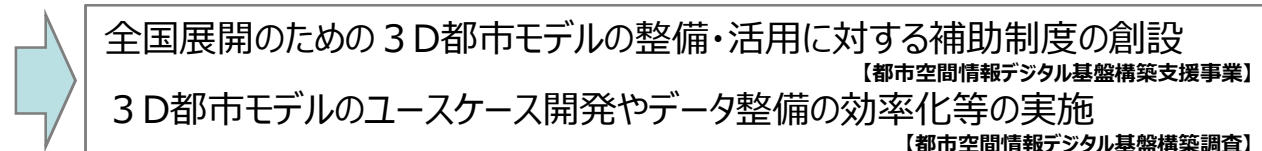
- 建物などの3次元形状や面積・用途・構造等の属性情報をデータ化した3D都市モデルを整備（現在約60都市）し、広く一般に公開



3D都市モデルの活用（ユースケース開発）



- まちづくり、防災、モビリティ、カーボンニュートラル等の多様な分野でユースケースのリーディングケースを開発



5. 都市の国際競争力強化や海外展開の推進

国際的な都市間競争が激しさを増す中、今後も我が国経済の牽引役として期待される拠点都市において国際競争力を高めるため、拠点における重要インフラ整備への支援や、大臣認定制度による民間投資の促進等を行う。

また、都市開発分野における我が国企業の海外展開を促進するため、川上から川下まで官民一体となった取組を強化し、プロジェクト受注の拡大を図る。

施策の概要

① 都市拠点におけるインフラ整備等の推進

都市機能が集積する中枢拠点において、道路や鉄道施設等の重要インフラの整備や市街地開発事業等を重点的かつ集中的に支援し、民間投資を促進する。

【国際競争拠点都市整備事業】

支援内容

- ①道路の新設又は改築 ②鉄道施設の建設又は改良
- ③バスターミナルの整備 ④鉄道駅周辺施設の整備
- ⑤市街地再開発事業 ⑥土地区画整理事業
- ⑦BRTの整備 ⑧史跡等一体都市開発事業
- ⑨①～⑧と一体的に整備する情報化基盤施設の整備

② 民間事業者による都市再生事業の推進

都市再生緊急整備地域内における優良な民間都市開発事業（大臣認定事業）に対し、金融・税制支援を講じることにより、民間の都市開発事業を推進する。

【メザニン支援事業】

支援内容

- 金融支援
民間都市開発推進機構によるメザニン支援
- 税制支援
法人税等の割増償却、登録免許税等の軽減措置

〈整備例〉渋谷駅周辺開発

基盤整備

土地区画整理事業等（総事業費約740億円）

金融支援

メザニン支援 1件（支援総額約70億円）



民間投資

民間投資総額
約2,600億円
（大臣認定事業 4件）

提供：渋谷駅前エリアマネジメント協議会

③ 都市開発の海外展開の推進

大規模開発に関するノウハウを有する都市再生機構（UR）等との連携を強化するとともに、スマートシティ、公共交通指向型都市開発（TOD）等の日本の強みを活かした案件にファイナンス面等を含めて対応し、都市開発の海外展開を推進する。

【都市開発海外展開支援事業
都市開発の海外展開に向けた調査】

大規模開発のノウハウを有するUR等との連携強化



案件発掘・形成調査（ファイナンス面等を強化）

日本企業による受注・投資の促進

許認可
取得支援

JOINによる
出資等



日本企業が参画したTOD型開発
（ベトナム ホーチミン郊外都市開発 イメージ図）

6. 首里城復元や国際園芸博覧会に向けた取組

令和元年10月の火災により焼失した首里城について、令和4年の本体工事着工、令和8年の正殿の復元に向けた取組を進める。

また、2027年に神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）で開催する最上位のクラス（A1）の国際園芸博覧会について、開催に向けた準備を着実に進める。

施策の概要

① 首里城の復元に向けた取組

令和4年に本体着工を迎える首里城正殿の工事について、首里城復元のための関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、令和8年の復元に向け、着工初年度の取組を着実に進める。

その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

【国営公園等事業】

○木造で復元を行った正殿を含む計9施設が焼損（一部焼損含む）

○大龍柱補修作業等の復元過程の公開や首里城赤瓦漆喰はがしボランティア等の取組を実施



火災直後



現在の様子
(令和3年12月撮影)



大龍柱補修作業の公開



首里城赤瓦
漆喰はがしボランティア

② 国際園芸博覧会に向けた取組

「幸せを創る明日の風景」をテーマに、2027年3月～9月に開催する2027年国際園芸博覧会について、花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造に向け、開催準備を着実に進める。

【2027年国際園芸博覧会事業 2027年国際園芸博覧会検討調査】

※併せて、都市局「参事官（国際園芸博覧会担当）」を設置するとともに本省の定員を増員し、体制を強化。

■ 2027年国際園芸博覧会の会場イメージ



リアルとデジタルが融合した展示



花、緑、農に関わる産業を支える
最新技術の共有

Ⅳ. 令和4年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(1) 近年の大規模自然災害からの復旧・復興

都市災害復旧事業 補助	1.5億円 (1.00倍)
都市防災総合推進事業 宅地耐震化推進事業 都市再生区画整理事業	防交 8,156億円の内数
国営追悼・祈念施設整備事業 直轄	4.9億円 (1.40倍) 等

※令和3年度補正予算 都市災害復旧事業 補助 20.8億円

近年の様々な大規模災害からの復旧・復興を着実に推進する。また、東日本大震災の被災地に対しては、追悼と鎮魂等の場の整備等により、引き続き復興を支援する。

自然災害からの復旧・復興にかかる対応

① 近年の主な大規模自然災害からの復旧・復興への支援

○各災害からの復旧・復興の対応状況

令和3年7月1日からの大雨



- ・早期復興に向けたまちづくりの方針策定を重点的に支援
- ・宅地内に堆積した土砂等の撤去を支援

平成30年9月北海道胆振東部地震



復旧後

宅地の復旧の様子
(札幌市清田区里塚)

- ・宅地の耐震化について、令和4年度の復旧完了に向け、3市町において事業を実施

平成28年4月 熊本地震



- ・熊本城公園復旧(天守閣完了)
- ・熊本市内で引き続き、液状化対策工事を実施
- ・益城町中心部では、土地区画整理事業等によるまちの復興を支援

令和2年7月豪雨



- ・人吉市中心部において被災市街地復興推進地域が都市計画決定

○被災市街地復興推進地域における土地区画整理事業の拡充

- ・事業に先行して行う公共施設充当用地の取得を支援 (緊急防災空地整備事業)
- ・公共施設整備に必要な連鎖的な移転補償を支援 (被災市街地復興土地区画整理事業)

② 東日本大震災の復興まちづくりへの支援

○被災市街地の復興まちづくり

- ・地震・津波被災地域における宅地造成はすべて完了
- ・原子力災害被災地域における福島復興再生拠点等について、引き続き整備を促進

○国営追悼・祈念施設

- ・福島県に設置する施設について、令和7年度内の完成を目指し、整備を推進
- ・岩手県、宮城県に設置した施設について、適正な維持管理を実施



1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(2) 盛土による災害の防止

宅地耐震化推進事業 盛土緊急対策事業 防交交 **8,156億円の内数**

※令和3年度補正予算 宅地耐震化推進事業 盛土緊急対策事業 防交交 17.4億円の内数

盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、行為者等による是正措置を基本としつつ、地方公共団体による安全性把握のための詳細調査や盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に対する支援を充実する。

盛土による災害の防止

梅雨前線豪雨による大雨に伴い、令和3年7月3日に静岡県熱海市伊豆山の逢初川において土石流が発生し、下流で甚大な被害が発生。

○盛土による災害防止のための総点検 (R3.12.20 暫定とりまとめ)

【重点点検対象エリア及び重点点検箇所】

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内（地すべり、急傾斜）
- ② 山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）
- ③ 大規模盛土造成地

【点検の観点（目視で点検）】

- ① 許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ② 手続き内容と現地の状況が一致しているか
- ③ 災害防止の必要な措置がとられているか
- ④ 禁止事項に関する確認（廃棄物の有無等）

○盛土による災害の防止に関する検討会 (R3.12.24 提言とりまとめ)

【危険な盛土箇所に関する対策】

- 盛土の総点検等で確認された「災害危険性の高い盛土」については、安全性を確保するための対策を早期に実施することが必要。
- 対策に当たっては、行為者等による是正措置を基本としつつ、対応が困難な場合は地方公共団体等が危険箇所対策を実施するとともに、国は地方公共団体等に対して支援していくべき。

※盛土等の崩落による人家等への被害が生じないよう、**危険な盛土等を規制するための新たな法制度を検討**し、通常国会への法案の提出を目指す。

■宅地耐震化推進事業※1の拡充・盛土緊急対策事業※2の創設

盛土による災害防止のための総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土について、安全性把握のための調査や対策工事を推進する。

	安全性把握調査等		対策工事等	
国費率	1/2	2/3	1/2	2/3
地方財政措置	公共事業等債※3 (充当率90%、措置率20%) 特別交付税 (措置率50%)	公共事業等債※3 (充当率90%、措置率45%) 特別交付税 (措置率70%)	公共事業等債 (充当率90%、措置率20%) 特別交付税※4 (措置率50%)	公共事業等債 (充当率90%、措置率45%) 特別交付税※4 (措置率70%)
対象	安全性把握調査、応急対策工事		盛土の撤去工事※5、盛土の崩落防止工事	
期限	令和6年度までに実施	令和4年度までに実施	令和7年度までに着手	
要件	対象エリアで総点検を実施し、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土であること	左記に加え、 ・盛土の一部崩落等、外形的な変状が生じていること ・行為者等に対し、勧告、命令等の行政指導が行われていること※6 ・一定規模の人家や重要な公共施設等に被害を及ぼすおそれがあること 等の要件を満たす緊急性の高い盛土であること	対象エリアで総点検を実施し、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土であること ・行為者等に対し、勧告、命令等の行政指導が行われていること※5、※6 ・行為者等が対応困難な場合で行為者等に対して求償を行うこと※5、※6	左記に加え、 ・地下水と降雨により崩落のおそれがあること ・一定規模の人家や重要な公共施設等に被害を及ぼすおそれがあること 等の要件を満たす緊急性の高い盛土であること

※1 宅地耐震化推進事業は大規模盛土造成地が対象

※2 盛土緊急対策事業は大規模盛土造成地以外の盛土が対象

※3 応急対策工事のうち適宜性のあるものに限る

※4 盛土の撤去工事のうち適宜性のないものに限る

※5 盛土緊急対策事業のみ

※6 行為者等が確知できない場合を除く

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(3) 事前防災による安全な市街地の形成

都市防災総合推進事業	防交安	8,156億円の内数
復興事前準備主流化検討調査	調査	0.1億円 (1.47倍)
防災集団移転促進事業	補助	1.3億円 (2.95倍)
都市公園・緑地等事業	社総交	5,817億円の内数

※令和3年度補正予算 防災集団移転促進事業 補助 0.3億円

切迫する南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に対応するため、引き続き防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進するとともに、復興事前準備や、災害の危険性の高い地域から安全な地域への移転、特別緑地保全地区における雨水貯留浸透機能の向上を推進する。

事前復興まちづくりの加速化

- 災害発生時の早期かつ的確な復旧・復興を実現するため、地方公共団体による事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組を推進。

復興事前準備主流化検討調査

・事前復興まちづくり計画策定のためのノウハウを整理した**ガイドライン**を策定し、地方公共団体に周知

都市防災総合推進事業（拡充）

- ・事前復興まちづくり計画策定を**支援対象に追加**(国費率:1/3)
- ・計画策定済みの地方公共団体が被災した際、**計画に基づく復興事業への支援を充実**
 - ①地区公共施設の用地費・事業計画策定支援の国費率を高上げ(1/3⇒1/2)
 - ②高質空間形成施設・復興まちづくり支援施設を支援対象に追加(国費率:1/3)

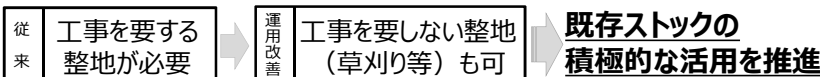
防災集団移転促進事業

- 巨大地震による津波災害及び激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害の危険性の高い地域からの住宅の災害前の集団移転を促進。

住宅団地の整備における運用改善

新たな住宅団地の整備のみならず、既存市街地・集落の空き地・空き家の活用を可能とすることを明確化

・住宅団地の整備の要件



都市公園・緑地等事業

- 特別緑地保全地区（指定計画地を含む）における緑地保全利用施設の整備対象に「雨水貯留浸透機能を高める植栽及び施設」を追加。

＜レインガーデンのイメージ＞

▼雨水貯留浸透機能を高める植栽

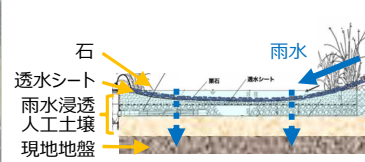
草地の樹林地化や林相転換 等
※一般的に、裸地・草地より樹林地、針葉樹林より落葉広葉樹林の方が機能が高いとされる。

▼雨水貯留浸透機能を高める施設

浸透機能を有する地盤に加え、地表面に植栽を施したいわゆる「レインガーデン」の整備 等



区立上用賀公園
(東京都世田谷区)



レインガーデンの構造例

1. 防災・減災まちづくりの更なる推進

(4) 市街地開発事業等における無電柱化の推進

無電柱化まちづくり促進事業 社総交 **5,817億円の内数**

防安交 **8,156億円の内数**

近年の災害の激甚化・頻発化に伴い、市街地における無電柱化の必要性が高まる中、市街地開発事業等（土地区画整理事業、市街地再開発事業、開発許可を受けて行う開発行為等）に伴う電柱の増加を抑制すべく、新規制度の創設を含めた様々な施策を複合的に展開し、無電柱化の取組を促進する。

無電柱化の推進

〈無電柱化推進の必要性〉

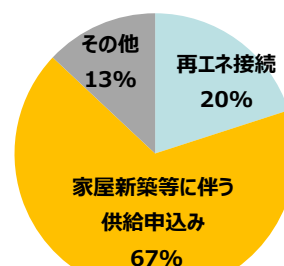
- 電柱の本数は、年間7万本程度のペースで増え続けている状況
※うち、市街地開発事業等に伴い、年間1万5千本程度の電柱が増加と試算
- 令和3年5月策定の新たな「無電柱化推進計画」は、「新設電柱の抑制」「コスト縮減」「スピードアップ」を柱に位置付け



〈複合的な施策の展開〉

- 低コスト手法の普及拡大
円滑な合意形成による工期短縮、地上機器等の配置の工夫等によるコスト縮減方策の検討 等
- 周知・指導の徹底
コスト縮減方策等の知見の普及、あらゆる機会を捉えた施行者及び開発事業者に対する無電柱化の検討の徹底 等
- 各種補助制度等による支援

電柱新設の要因



※電柱新設の要因分析が可能な5社における平成29年度のサンプル調査結果（電気事業連合会調べ）

〈無電柱化まちづくり促進事業の創設〉

- 市街地開発事業等における生活道路の無電柱化を支援するため、「無電柱化まちづくり促進事業」を社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金に創設



生活道路の無電柱化（茨城県守谷市）

【交付要件】

- ・地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
- ・市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる事業
- ・電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業

【交付対象事業費】

無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）

※間接交付の場合、上記の2/3（区域面積が3,000㎡未満の場合は上記の1.2倍の2/3）を超えない額

【国費率】 1/2

【交付対象】 地方公共団体

2. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり

(1) コンパクト・プラス・ネットワークの更なる推進

コンパクトシティ形成支援事業 補助	5.4億円 (1.09倍)
都市構造再編集集中支援事業 補助	700.0億円 (1.00倍)
将来世代に引き継ぐ都市政策の推進に係る検討調査 調査	0.1億円 (1.34倍)

※令和3年度補正予算 都市構造再編集集中支援事業 補助 9.1億円 (52.0億円の内数)

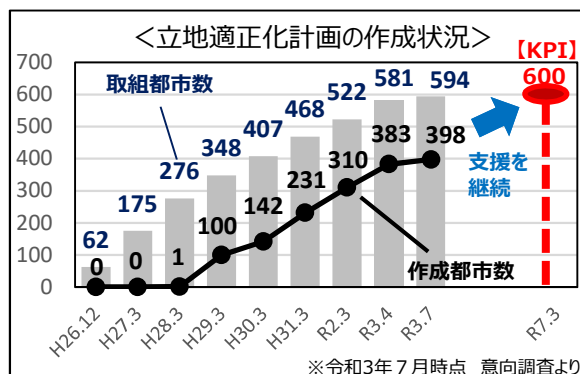
地域公共交通と連携し、まちなかへの住まいや都市機能の誘導により、コンパクトで活力あるまちづくりを推進する。そのため、広域連携による誘導効果の高い都市機能のまちなかへの立地を促進し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を更に推進する。

コンパクトシティ形成支援事業

○コンパクト・プラス・ネットワークの推進

生活利便性の維持・向上や地域経済の活性化を推進するため、地域公共交通と連携し、居住や都市機能の集積を目指す「立地適正化計画」の作成を支援。

更に、広域的な誘導施設の立地方針等の複数市町村による広域連携や、防災指針の作成を重点的に支援。



立地適正化計画

○居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

○都市機能誘導区域

生活サービスを増進するエリアと当該エリアに誘導する施設（医療・福祉・商業等）を設定

○防災指針

居住誘導区域等の災害リスクの分析を行い、必要な防災・減災対策を位置づけ

都市構造再編集集中支援事業

○立地適正化計画に基づく公共公益施設の誘導・整備等への支援

市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し、集中的に支援。



広域連携による
基幹的施設の整備

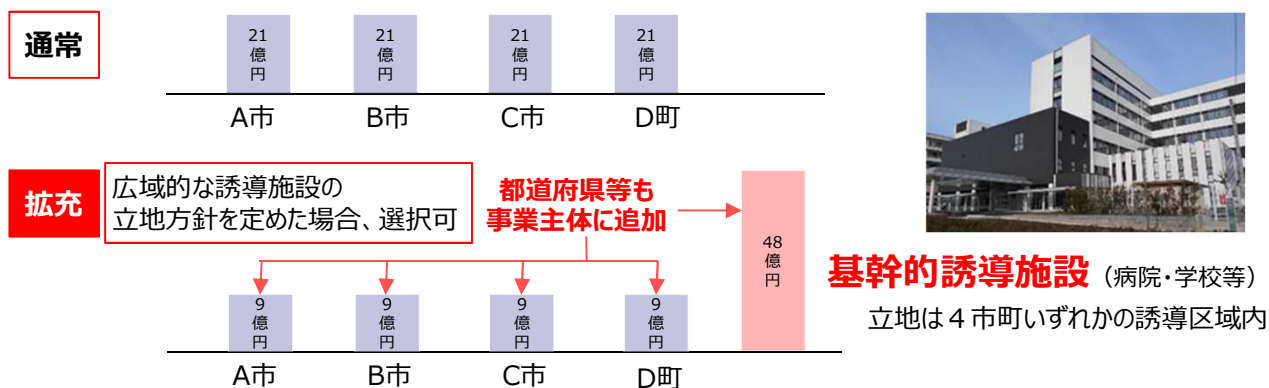
移転を希望する者の移転支援、
移転元地の管理の適正化

施設統廃合に伴う
元地管理適正化

○広域連携による基幹的施設の整備

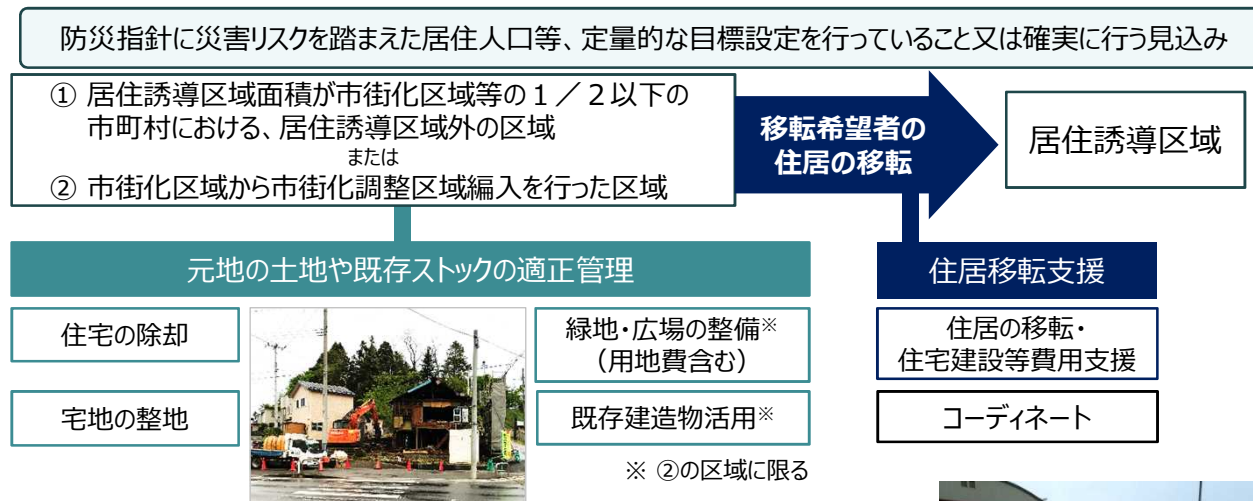
広域連携によるまちづくりを促進するため、複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合、広域的な利用が想定される基幹的な誘導施設（病院・学校等）整備に対する支援を強化。（国費率50%）

- ①基幹的誘導施設（連携市町村内に1箇所）の整備が行えることとし、補助対象事業費の上限額を12億円×【連携市町村数】に引上げ。この場合、連携市町村内で実施する同種の誘導施設の補助対象事業費の上限額は21億円→9億円に引下げ。
- ②誘導施設・基幹的誘導施設の事業主体に、都道府県、一部事務組合等を追加。



○移転を希望する者の移転支援、移転元地の管理の適正化

居住誘導区域外の区域等から居住誘導区域へ移転を希望する者の移転や移転元地の適正管理を支援対象に追加。（国費率50%）



○施設統廃合に伴う元地管理適正化

ストックの適正管理を促進するため、誘導施設の整備（統廃合）により廃止される施設の除却等を支援対象に追加。



将来世代に引き継ぐ都市政策の推進に係る検討調査

- コンパクト・プラス・ネットワーク等の推進にあたり、デジタルの進展・活用を踏まえ、例えば、生活関連サービス等、求められる都市機能を調査・分析し、持続可能なまちのあり方を検討。

2. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり

(2) 官民連携によるエリア価値の向上

都市構造再編集中支援事業 補助 **700.0億円 (1.00倍)**

まちなかウォーカブル推進事業 補助 **3.5億円 (1.75倍)**

都市再生整備計画事業 まちなかウォーカブル推進事業 社総交 **5,817億円の内数**

ポストコロナ、デジタル社会の進展等に対応し、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方を実現するため、身近なエリア（＝ネイバーフッド）において、官民の関係者の役割分担の下、地域の資源として存在する官民の既存ストックを最大限に利活用し、エリアの価値の向上を進める取組を新たに支援する。

エリア価値向上整備事業の創設

身近なエリアにおいて、都市再生整備計画に整備・維持管理を含めた官民の費用負担や役割分担等のルールを記載した場合、まちの既存ストックの最大限の利活用によるエリアの価値向上に資する人間中心・機動的なまちづくりを支援。

都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業の対象事業を拡充し、エリア価値向上整備事業を創設。

エリア価値向上整備事業

（都市再生整備計画に整備・維持管理を含めた官民の費用負担及び役割分担を記載）

- ・官民連携により既存ストックを活用し、公共公益施設の利便性向上、及び都市再生整備計画内の地域の価値向上に資する以下の事業

◆既存ストックの改修・改変・高質化によるまちの有効活用

- ・低未利用地のオープンスペース化、陳腐化した公共施設の改修・撤去
- ・既存建物のリノベーションによるコミュニティハブ化



青空駐車場を広場へ転換
(静岡県沼津市)



空き家を活用した
コワーキングスペースの設置
(神奈川県真鶴町)

◆多様なサービスの導入によるまちの利便性向上

- ・利活用状況等データを取得するセンサー設置
- ・利活用を高めるサービスの導入（エリア内のシェアモビリティ等）



人の回遊性を把握するための
カメラの設置



シェアモビリティの
導入

◆社会実験等によるまちの新たな可能性発掘

- ・データ分析・見える化、まちの情報発信・共有のためのシステム整備
- ・既存ストックの活用に向けた社会実験の実施



混雑情報・防災情報等まちの情報の
リアルタイム発信



空き地を暫定利用した広場化の
社会実験（広島県福山市）

2. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり

(3) まちなかウォーカブルの取組の更なる推進

まちなかウォーカブル推進事業 補助 3.5億円 (1.75倍)

社総交 5,817億円の内数

官民連携まちなか再生推進事業 補助 3.4億円 (0.67倍)

※令和3年度補正予算 まちなかウォーカブル推進事業 補助 0.2億円 社総交 547億円の内数
官民連携まちなか再生推進事業 補助 2.4億円

ゆとりとにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを更に進めるため、グリーン化、デジタル技術・データの活用といった重点的に取り組むべきまちづくりの課題に対応するまちなかウォーカブルの取組に対する支援を強化する。

事業内容

○ 官民連携による取組を推進し、ゆとりとにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」空間を形成。

まちなかウォーカブル推進事業

- まちなかの歩ける範囲を車中心から人間中心の空間に転換するため、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援。
(これまでに53市町村が滞在快適性等向上区域を設定(令和3年6月末時点))
- 事業実施にあたり、重点的に取り組むテーマ(グリーンインフラの整備、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等から選択)を設定した場合、計画策定段階の取組を支援対象に追加。
(調査・社会実験、専門家派遣、ハンズオン支援等)

■ 重点的に取り組むテーマ

グリーンまちなかウォーカブル

公園などグリーンインフラの整備によるカーボンニュートラルに資する取組とともにウォーカブル空間を形成



デジタルまちなかウォーカブル

デジタル技術・データの活用、スマートシティの社会実装に関する取組とともにウォーカブル空間を形成



子ども・子育てまちなかウォーカブル

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援に関する取組とともにウォーカブル空間を形成



鉄道沿線まちなかウォーカブル

鉄道沿線市町村と鉄道事業者が連携し、公共交通を軸とした沿線生活圏単位でウォーカブル空間を形成



民間牽引まちなかウォーカブル

民間プロジェクトが活発な地域で、民間の力を積極的に活用してウォーカブル空間を形成



かわまちウォーカブル

河川流域の市町村と河川管理者が連携し、水辺の整備・利用に関する取組とともにウォーカブル空間を形成



官民連携まちなか再生推進事業

- 官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援。

2. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり

(4) 駅まち空間の再構築の推進

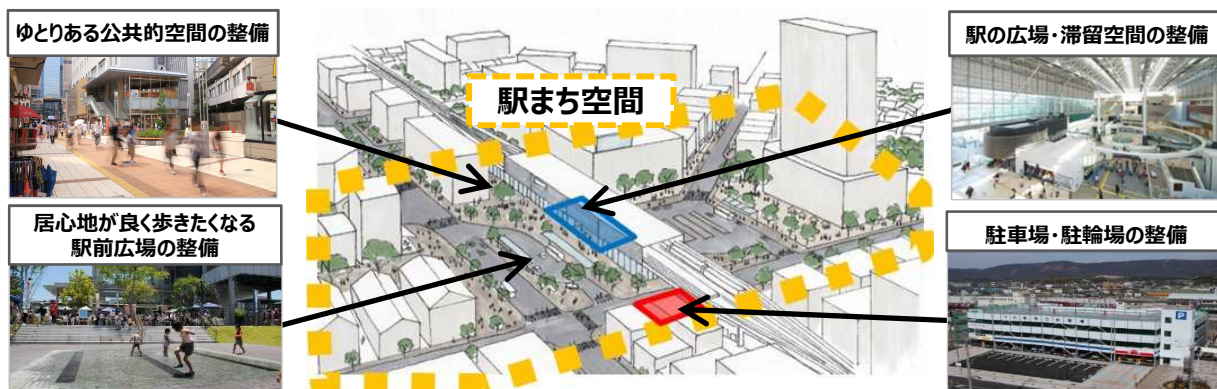
都市・地域交通戦略推進事業 補助 9.0億円 (1.00倍)
社総交 5,817億円の内数

まちの中心となる駅・駅前広場と周辺街区（駅まち空間）において、地方公共団体、民間開発事業者、鉄道事業者の連携による、利便性・快適性・安全性・地域性の高いゆとりのある一体的な空間への再構築を行うための整備等に対する支援を実施する。

都市・地域交通戦略推進事業

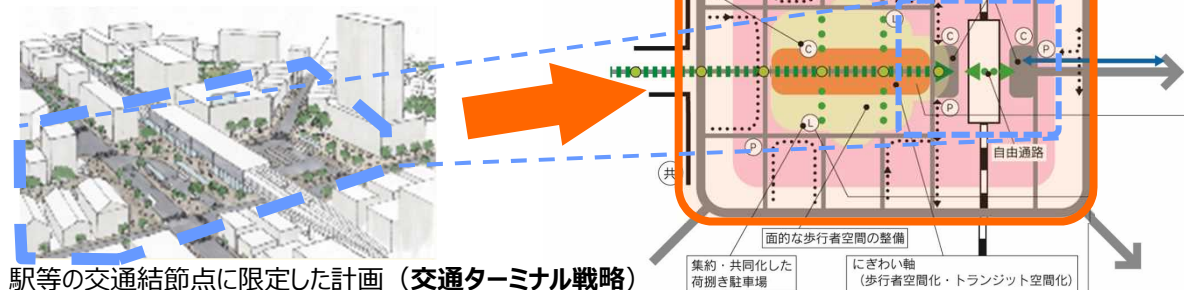
○ 駅まち空間整備の推進

多様な主体が連携し、施設の所有区分に関わらず、戦略的に駅まち空間と周辺市街地を一体的に移動・滞在しやすく活用しやすい空間へと再構築するための支援を強化。



- ① 駅等の交通結節点の整備に限定されていた「交通ターミナル戦略」を、交通結節点を中心に関係者との連携による周辺のまちと一体的に整備を定める「地区交通戦略」に統合。

駅等の交通結節点を中心に、周辺のまちと一体的に機能の配置を検討すべき駅まち空間全体に対する計画（地区交通戦略）



- ② スマートシティの推進に資するデジタルの活用に係る社会実験（シェア型モビリティの実装、自動運転技術の活用等）を支援対象に追加。
- ③ スマートシティの推進に資する情報化基盤設備等の整備（サービス提供のための設備の導入、情報の収集・発信等のための基盤整備等）を支援対象に追加。
- ④ 地方公共団体からの補助金を受けて事業を実施する団体の対象を民間事業者等に拡充。

2. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり

(5) エリア価値向上に向けた自立的なまちづくりの推進

まちづくりファンド支援事業 補助 **1.0億円 (0.22倍)**

都市再生区画整理事業 社総交 **5,817億円の内数**

※令和3年度補正予算 都市再生区画整理事業 社総交 547億円の内数

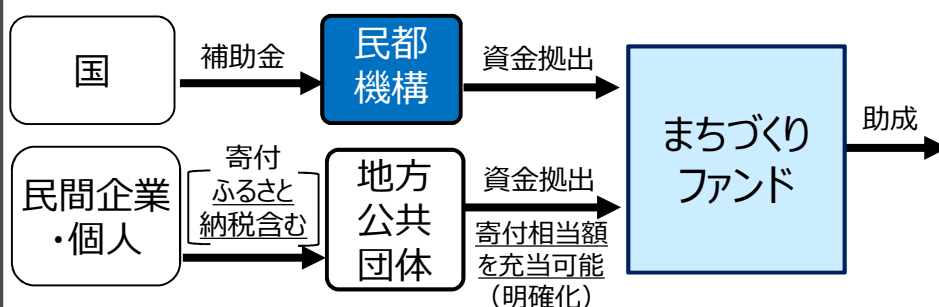
新型コロナ危機がもたらした「働き方」、「暮らし方」に対する意識・価値観の変化・多様化を踏まえ、市民目線での地域の課題解決や価値創造を図るまちづくりを推進する。

市町村単位ではなく一定のエリアを対象として、まちづくりを担う各者が連携して能動的に行う都市空間の価値を維持・創造する活動や、まちづくりへの多様な関係者の積極的な参画を促す都市空間のマネジメント活動を支援する。

まちづくりファンド支援事業（共助推進型）

- 活動や取組自体への共感を持つ人々の**寄付（ふるさと納税）等の「志ある資金」**による資金拠出を受けながら、協定をもとに一定エリア内で自立的に行われるまちづくり活動を、民間都市開発推進機構のまちづくりファンドの仕組みを通じて支援。

〈拡充内容（下線）〉



*都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定、跡地等管理協定

都市再生区画整理事業

- 持続可能なまちの形成を図るため、事業完了後のまちづくりに資するエリアマネジメント活動との連動を図る市街地整備を推進。

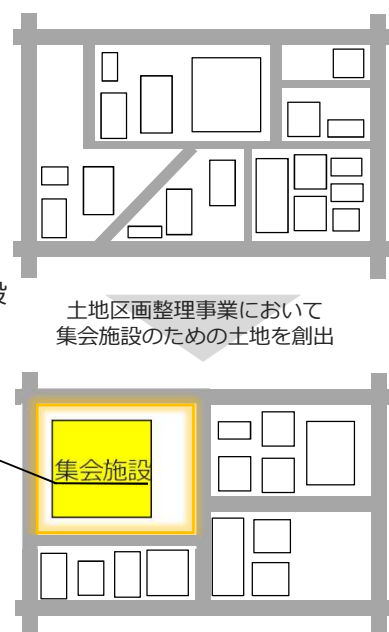


**都市再生区画整理事業において、
エリアマネジメント活動の拠点となる
集会施設の整備を支援対象に追加**

(支援対象イメージ)
エリアマネジメント活動の拠点となる集会施設



くらしの製作所 TETTE
(福岡県北九州市城野地区)



2. ポストコロナにおける豊かで活力あるまちづくり

(6) 子ども・子育て支援などの社会課題に対応した公園の整備

国営公園等事業 直 轄 **240.7億円 (1.01倍)**
 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業 補 助 **30.0億円 (皆 増)**
 都市公園・緑地等事業 社総交 **5,817億円の内数**
 防交交 **8,156億円の内数**

※令和3年度補正予算 国営公園等事業 直 轄 37.6億円 (70.1億円の内数) 都市公園・緑地等事業 社総交 547億円の内数

ユニバーサルデザイン化や感染症対策など国として推進すべき施策に対応する公園整備のうち、優良な取組を行うものを募集・選定し、そこでの取組やノウハウを広く共有し、地方公共団体が整備する他の公園での実践を促すことで、施策効果の底上げを図る。

また、ユニバーサルデザインの取組を目に見える形で加速化させるため、国営公園において全国の都市公園での取組を牽引できるモデルエリアの整備等を行う。

社会課題対応型都市公園機能向上促進事業の創設

- 国として推進すべき施策への対応として、ハード・ソフト上の取組等において満たすべき一定の要件を示した上で、モデル的な取組を行う公園を募集・選定し、個別補助制度「社会課題対応型都市公園機能向上促進事業」により、集中的に支援。

ユニバーサルデザイン化

例. 誰もが遊べる遊具の導入



提供: (公財)東京都公園協会
 子どもと一緒に滑れる滑り台
 体幹の弱い子、幼児も乗れるブランコ
 都立砧公園 (東京都世田谷区)

感染症対策

例. デジタル技術による混雑把握



ストック効果の向上

例. 地域の意見を取り入れた公園の再編



遊具を撤去し、高齢者が運動できる広場を再整備

山路一丁目公園(福岡県北九州市)

国営公園におけるユニバーサルデザイン (UD) の取組

- 各公園の特徴を活かしながら、多様な利用者が十分なUD環境のなかで公園を楽しむことのできる場を提供するとともに、全国の都市公園での取組を牽引できる“国営公園UDモデルエリア”を整備・周知。

■イメージ (国営昭和記念公園 西立川口～わんぱくゆうぐエリア)

- ・駐車場からエリアまでの園路をバリアフリー化
- ・園内交通施設を利用した移動も可能



- ・車椅子に乗ったまま遊ぶことができる遊具を整備 (スロープ、滑り台など)



- ・周辺トイレの改修や赤ちゃん休憩所の整備



- ・車いす使用者専用駐車施設を整備
- ・車椅子やベビーカーの貸し出しを実施、公園HPでの周知

※各公園の利用状況を踏まえ、公園利用者や関係団体等の意見を取り入れながら、設備の改善や整備を行う。

[illegible]

3. まちづくりのグリーン化の推進

(1) エリア一体となったまちづくりのグリーン化

都市構造再編集中支援事業	補助	700.0億円 (1.00倍)
都市再生整備計画事業 等	社総交	5,817億円の内数
まちなかウォカブル推進事業	補助	3.5億円 (1.75倍)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	9.0億円 (1.00倍)
国際競争拠点都市整備事業	補助	130.0億円 (1.01倍)
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	補助	20.0億円 (1.00倍)

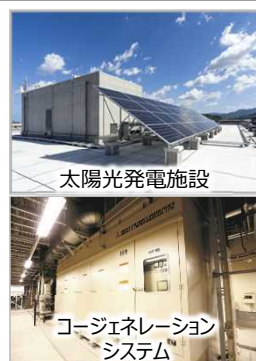
※令和3年度補正予算 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 補助 29.0億円
 都市構造再編集中支援事業 補助 0.9億円 (52.0億円の内数)
 都市・地域交通戦略推進事業 補助 1.0億円 社総交 547億円の内数

都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進や、ゆとりとにぎわいのあるウォカブルな空間の形成等とあわせて、エネルギーの面的利用による効率化等、まちづくりのグリーン化に資する取組を推進する。また、脱炭素先行地域で実施されるまちづくりを重点的に支援する。

コンパクト・プラス・ネットワークの推進と連携したグリーン化

脱炭素に資する取組に対する支援

- ZEBレベルの省エネ水準の建築物を整備する場合、補助対象事業費の上限額「21億円」を「30億円」に引上げ。
 【都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォカブル推進事業】
- 公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等が支援対象となることを明確化。【都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォカブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業】
- 自立分散型エネルギーシステム（コージェネレーションシステム等）の整備を支援対象に追加。
 【都市構造再編集中支援事業、都市・地域交通戦略推進事業】



脱炭素先行地域に対する支援

- 脱炭素先行地域において実施する事業の国費率を高上げ。
 都市再生整備計画事業：40%→45% 都市・地域交通戦略推進事業：1/3→1/2

ウォカブルな空間の形成と連携したグリーン化

- グリーンインフラの整備等の重点的に取り組むテーマを設定した事業について、計画策定等（調査・社会実験、専門家派遣、ハンズオン支援等）を支援対象に追加。
 【まちなかウォカブル推進事業】



大都市における業務継続性強化と連携したグリーン化

- エネルギー貯留施設の整備を支援対象に追加。
- 未利用熱を取得するための導管（河川熱導管等）が支援対象となることを明確化。
- 「特定都市再生緊急整備地域に隣接する地域」を事業対象区域に追加。
 【国際競争拠点都市整備事業】



良質なストック形成と連携したグリーン化

- 防災・省エネまちづくり緊急促進事業において、省エネルギー対策（ZEH及びZEBレベルの省エネ基準適合）を選択要件に追加。
 【防災・省エネまちづくり緊急促進事業】



※建築物（新築）を整備する際は、省エネ基準（公的主体が行う場合はZEH及びZEBレベル）適合を原則要件化

3. まちづくりのグリーン化の推進

(2) CO₂吸収源となるグリーンインフラの社会実装

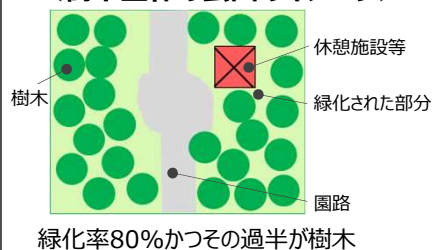
都市公園・緑地等事業 社総交 **5,817億円の内数**
 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 補助 **2.5億円 (1.02倍)**

都市の緑については、樹木等の生長に伴うCO₂吸収や、ヒートアイランド現象の緩和により、空調のエネルギー負荷を低減するCO₂排出抑制の効果を持つことから、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素先行地域等において、都市公園整備をはじめとする公共空間の緑化、建築物の屋上緑化等の新たな緑化空間の創出について更なる取組の強化を図る。

CO₂吸収源となる都市公園整備の推進

- 脱炭素先行地域等において、CO₂吸収効果の高い樹木主体の都市公園整備についての事業を追加し、重点的に支援。

<樹木主体の公園のイメージ>



区立西綾瀬公園（東京都足立区）

拡充内容（都市公園・緑地等事業）

以下を全て満たすものを事業対象に加える。

対象地域要件	脱炭素先行地域、緑化地域又は緑化重点地区 のいずれか
都市公園等整備水準要件	以下に掲げる i)～iii)の要件のいずれかを満たすこと i)都市計画区域の住民一人当たり公園・緑地面積が10㎡未満 ii)DID地域の住民一人当たり公園・緑地面積が5㎡未満 iii)対象地域の住民一人当たり公園・緑地面積が5㎡未満
規模要件	1箇所500㎡以上かつ5箇所以上
緑化規定	緑化率8割以上で樹木がその過半を占める
対象事業内容	・施設整備（既設公園の場合は緑化規定を満たすためのものに限る） ・用地取得

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

- 官民連携・分野横断により、自然環境が有する多様な機能を引き出し、戦略的に地域課題の解決を目指すグリーンインフラの取組を推進。
- 脱炭素先行地域等において、緑化規模等、一定の要件を満たす民間建築物についての屋上緑化等の取組の支援を強化。

※目標を定めた事業計画に従い、
 面的なグリーンインフラの導入を総合的に実施



街路樹の整備

都市公園の整備

屋上緑化

拡充内容（都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業）

「民間建築物の緑化」について、以下を全て満たす場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開のものも本事業の対象とする。

対象地域要件	脱炭素先行地域、緑化地域又は緑化重点地区 のいずれか
緑化規模	敷地面積の25%以上かつ500㎡以上
管理期間	10年以上にわたり適切に管理されるもの

3. まちづくりのグリーン化の推進

(3) 環境に配慮した民間都市開発等の推進

メザニン支援事業 政府保証 **450.0億円 (1.00倍)**
まちづくりファンド支援事業 補助 **1.0億円 (0.22倍)**

民間都市開発推進機構による金融支援を通じ、民間資金を活用しつつ、環境に配慮した民間都市開発事業や地域の脱炭素に資するまちづくりを支援し、都市のグリーン化・脱炭素化を推進する。

都市部の大規模で優良な民間都市開発事業はメザニン支援事業の充実により、地方部を含めた全国の小規模な事業はまちづくりファンド支援事業の拡充等により、脱炭素に資する取組を促進する。

メザニン支援事業

- 環境性能を総合的に評価※し良好と認められた大規模な民間都市開発事業に対する支援においては、**より長期で安定的な資金供給を行うため貸付期間を延長（20年以内⇒40年以内）**するとともに、グリーンボンド等による資金調達を実施。

※従来から要件としているCASBEEに加えて、BELSの取得を要件とした上で、その他LEED,DBJグリーンビルディング等の取得状況等も踏まえ、第三者委員会において総合的に評価



(支援対象イメージ) 超高層複合用途ビルで初めて「ZEB Ready」を取得した「Hareza Tower」(東京都豊島区)

まちづくりファンド支援事業（老朽ストック活用リノベーション等推進型）

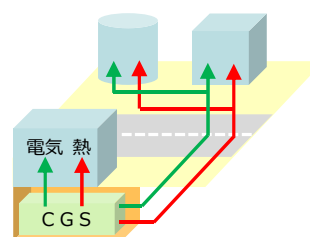
- 地方部を含めた全国において、エリアの脱炭素化を推進するため、老朽ストックのリノベーション等を行う際にあわせて**環境性能の向上に資する設備の整備を行う事業**を支援対象に追加。



(支援イメージ) リノベーション等に合わせた水素燃料電池の設置や屋上緑化 等

まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）

- 支援対象となっている、空き家、空き店舗、古民家等のリノベーションに、**環境性能の向上に資する設備の整備等**を含むことを明確化。



(支援イメージ) 商店街の屋根への太陽光パネルの設置やコージェネレーションシステムの整備 等

3. まちづくりのグリーン化の推進

(4) 国営公園等における再生可能エネルギー導入の推進

国営公園等事業 直轄 **240.7億円(1.01倍)**
都市公園・緑地等事業 社総交 **5,817億円の内数**
防交 **8,156億円の内数**

※令和3年度補正予算 国営公園等事業 直轄 7.7億円(70.1億円の内数) 都市公園・緑地等事業 社総交 547億円の内数

全国に約11万箇所ある都市公園では、国営公園や地方公共団体が管理する都市公園の一部に太陽光発電施設が設置されている状況にあるが、再生可能エネルギーの更なる導入を推進し、温室効果ガスの削減に寄与するとともに、自立分散型エネルギーの確保による防災性の向上やエネルギーの地産地消による経済循環等の実現を図る。

国営公園における取組

- 再エネ電気の調達と発電施設の整備によって、2030年度を目途に国が行う事務・事業に係る電力について、可能な限りの再生可能エネルギーの導入を目指す。

現状

- ・再生可能エネルギーによる発電施設の整備は、17公園中11公園で開始済
- ・国が行う事務・事業に係る電力は、合計約2,060万kwh/年(R2年度実績)
- ・消費電力のうち、再エネ電気の割合は約1割

取組の方向性

- **再エネ電気の調達**
次期運営維持管理業務契約時等のタイミングを捉え、順次再生可能エネルギーを用いた電気調達に切り替える。
- **再生可能エネルギーによる発電施設の整備**
太陽光発電施設等の導入について、既存建築物屋上への設置等、具体的方法を検討し、最大限の導入を図る。

例) 国営公園における既存の取組



海の中道海浜公園
(福岡県福岡市)

- ・公園管理所の屋根に太陽電池パネル(最大発電量30kw)を設置
- ・1年間で約3.2万kwhを発電



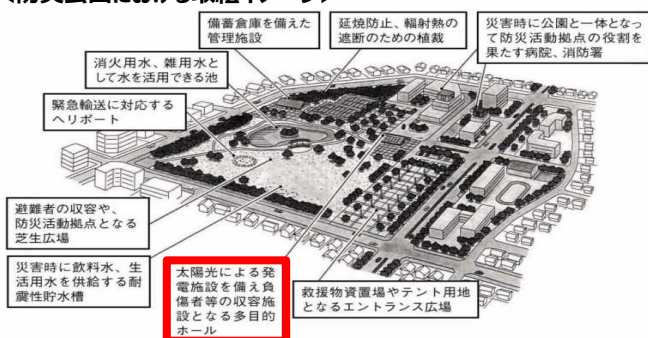
国営越後丘陵公園
(新潟県長岡市)

- ・園内通路の屋根に太陽電池パネル(最大発電量14kw)を設置
- ・1年間で約1.1万kwhを発電

都市公園における取組

- 自立分散型エネルギー確保の観点も考慮しつつ、災害発生時に避難地や防災拠点となる防災公園を中心に、避難者の適切な誘導等のための照明やスマートフォン等を充電するための電源等として、再生可能エネルギー型発電施設の導入を推進。
- Park-PFIを活用した官民連携による都市公園への太陽光発電施設の導入を推進。

<防災公園における取組イメージ>



携帯電話を充電できるソーラースタンド
(東京都墨田区)



ソーラーパネル付き照明灯
(東京都小金井市)

4. デジタル技術・データを活用したまちづくり

(1) スマートシティの実装化の推進

スマートシティ実装化支援事業 補助 **2.7億円 (皆 増)**

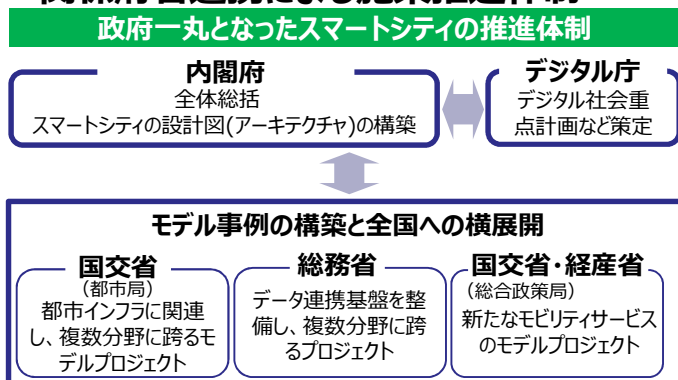
スマートシティ実装化支援調査 調査 **0.2億円 (皆 増)**

※令和3年度補正予算 スマートシティ実装化支援事業 補助 1.4億円

スマートシティの実装化を加速するため、スマートシティモデルプロジェクトに対する重点的な支援を行う。さらに、先駆的なサービス・技術や、推進体制、資金持続性等に関するノウハウを調査するとともに、自治体へのノウハウ支援、官民のマッチング支援等を行う。

スマートシティモデルプロジェクトの取組

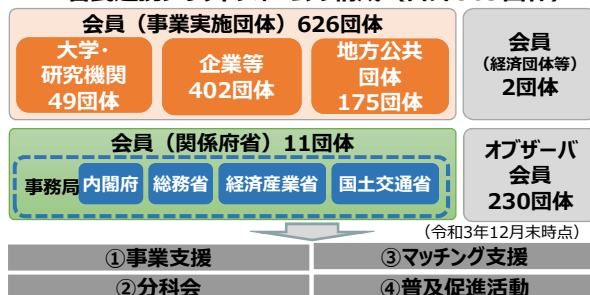
■ 関係府省連携による施策推進体制



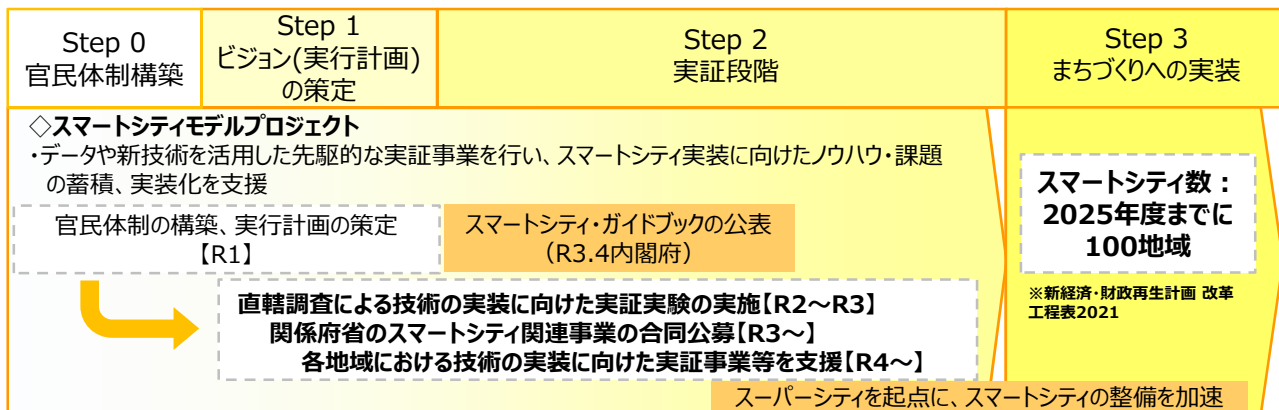
産官学連携によるスマートシティの推進体制

官民連携プラットフォームを令和元年8月に設立

官民連携プラットフォームの構成 (合計869団体)



■ スマートシティの実装に向けたロードマップ

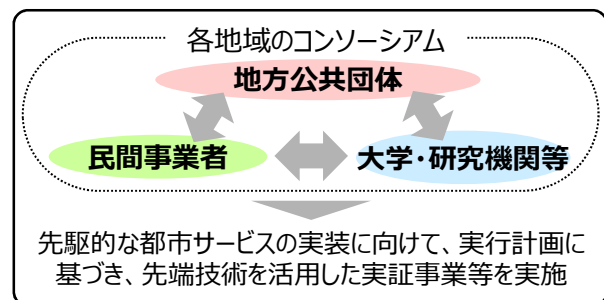


■ スマートシティ実装化支援事業の創設

スマートシティモデルプロジェクトにおいて、各地域が実施する実証事業等を支援。

対象者：民間企業等及び地方公共団体を構成員に含む協議会 (コンソーシアム)

補助率：定額補助 (2,000万円上限)



【モデルプロジェクトにおける取組 (新潟県新潟市)】

地域と連携したスマートシティの推進により、潜在する地域ストックが見える化し、それらを活用したコンテンツ提供による新たなまちづくりの仕組みづくりや賑わい創出を目指す。

【R2年度実証事例】

地域のまちづくり団体と協同し、地域の隠れた観光資源やまちなかのイベント情報等の提供とともに、回遊ツールとしてのレンタサイクルの利用が可能となる統合アプリを導入。得られたデータから地域への波及効果を検証するとともに、スマート・プランニングのツール開発を実証。



4. デジタル技術・データを活用したまちづくり

(2) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 補助 7.0億円 (皆 増)

都市空間情報デジタル基盤構築調査 調査 5.0億円 (皆 増)

※令和3年度補正予算 都市空間情報デジタル基盤構築調査 調査 20.0億円

3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステムを構築し、スマートシティの社会実装をはじめとするまちづくりのDXを推進する。そのため、Project PLATEAU（プラトール）の今後の展開として、効率的なデータ整備手法の確立、データ仕様の拡張、社会的要請の高いテーマや先進技術を取り込んだユースケースの開発等に取り組むとともに、地方公共団体による3D都市モデルの整備を支援する。

事業内容

これまでの取組

3D都市モデルの整備・オープンデータ化



- 建物などの3次元形状や面積・用途・構造等の属性情報をデータ化した「3D都市モデル」を整備（現在約60都市）
- 標準データ仕様や標準整備手法を公開するとともに、オープンデータ化を進めることでデータ流通・活用を促進

3D都市モデルの活用（ユースケース開発）



- 3D都市モデルを活用した政策の高度化や民間市場の創出を促進するため、様々な技術やサービスとの連携を検証
- まちづくり、防災、モビリティ、カーボンニュートラル等の多様な分野でユースケースのリーディングケースを開発

今後の取組の方向性



データ整備の効率化・高度化

- 効率的な整備更新手法の確立
- データ仕様の拡張



ユースケースの拡充によるスマートシティの社会実装

- モビリティ、カーボンニュートラル等のテーマでユースケースを深堀



全国展開

- 全国の自治体の3D都市モデル整備・活用促進

【都市空間情報デジタル基盤構築調査（直轄調査）】

データ整備の効率化・高度化

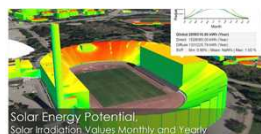
- 建物開口部、道路、属性情報等のデータ仕様拡張
- 測量手法のルール化、安価な整備更新手法の確立

3D都市モデルエコシステムの定着

- 自治体やまちづくり関係者への普及啓発
- オープンデータ推進／流通性向上

ユースケースの拡充によるスマートシティの社会実装

- 「脱炭素」や「モビリティ」等のスマートシティ実現に資するユースケースの深堀り



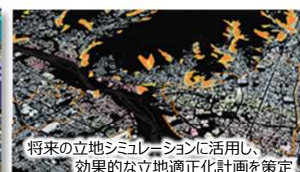
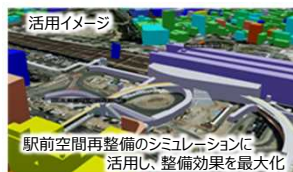
- 太陽光発電ポテンシャルシミュレーション

- ハッカソンの実施、官民のマッチング支援

【都市空間情報デジタル基盤構築支援事業（補助）】

補助対象事業

- 地方公共団体による3D都市モデルの整備・活用を支援
- 3D都市モデルの整備又は更新
 - 地方公共団体における課題解決又は新たな価値創造に資する3D都市モデルを活用したユースケースの開発
 - 普及・啓発活動や都市計画関連団体のデジタル化など3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進 等



補助対象者

- 都道府県、市町村

補助率

- 1/2

▶ 3D都市モデルの整備都市数：全国100都市程度（令和4年度）

(1) 国際競争力強化のための都市再生の推進

世界的に環境への注目が高まる中、都市のグリーン化や脱炭素化を推進するとともに、海外からの人材・企業・投資を惹きつける磁力と都市の国際競争力を強化するため、都市の中核拠点において、道路や鉄道施設等の重要インフラや市街地開発事業等の都市基盤整備を集中的かつ重点的に推進するとともに、金融・税制支援を通じて環境に配慮した優良な民間都市開発事業を推進する。

我が国の都市の国際競争力を強化するため、大都市の拠点となるエリアにおいて、都市基盤整備を重点的に進めることにより、国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成を推進。

鳥瞰図

東口駅の広場

東横線ホーム

山手線ホーム

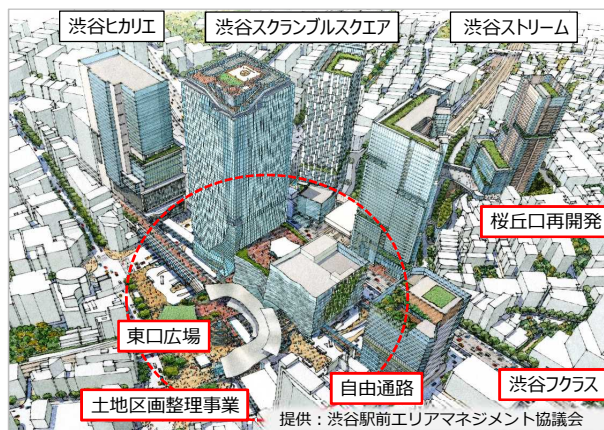
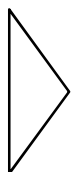
八王子公園通

東急東横店

西口駅の広場

東京線ホーム

銀座線ホーム



国際性豊かな都市空間を形成し、海外から企業や人材を呼び込むため、優良な民間都市開発事業への金融・税制支援※を通じて、国際ビジネス拠点に相応しい競争力のある都市の形成を推進。 ※金融支援：民間都市開発推進機構によるミドルリスク資金の長期安定的な供給

©DBOX for Mori Building Co.

高品質なオフィスや商業施設等を整備することにより、まち全体のにぎわいを創出

5. 都市の国際競争力強化や海外展開の推進

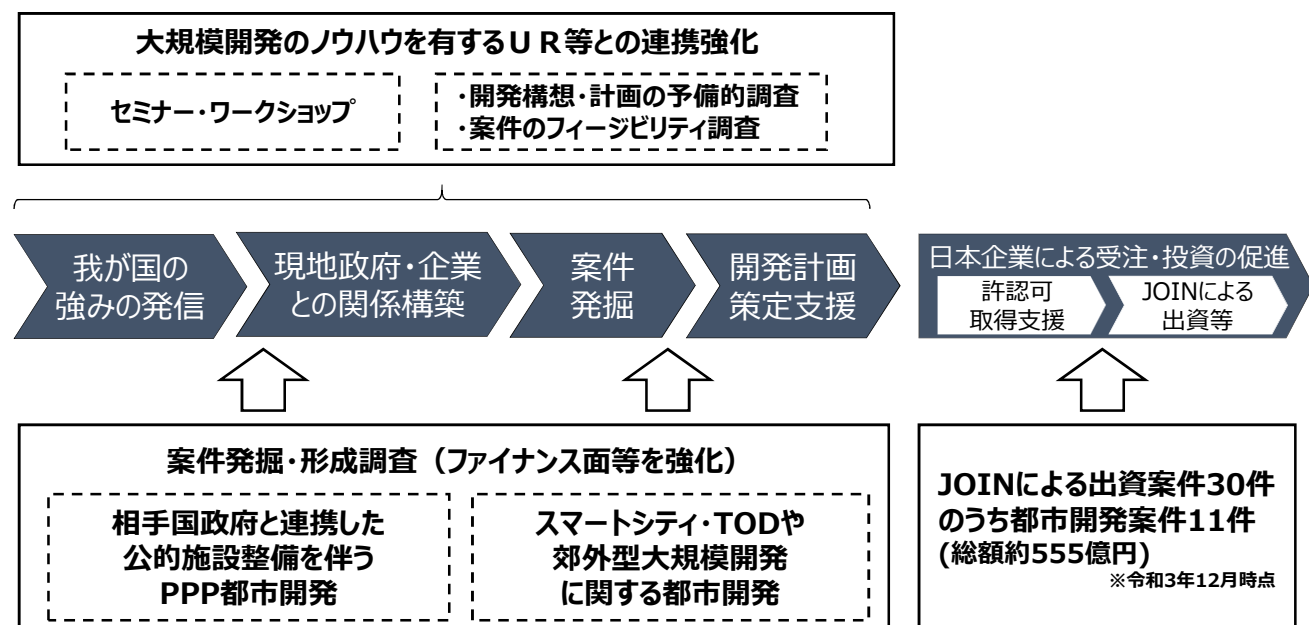
(2) 都市開発の海外展開の推進

都市開発海外展開支援事業 補助 **0.7億円 (1.08倍)**
都市開発の海外展開に向けた調査 調査 **1.4億円 (0.97倍)**

政府の「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき都市開発の海外展開を推進するため、大規模開発に関するノウハウを有する都市再生機構（UR）等との連携を強化し、官民一体となった取組を推進する。

また、スマートシティ、公共交通指向型都市開発（TOD）等の日本の強みを活かした案件に対応し、あわせてファイナンス面等も調査することにより、日本企業による都市開発プロジェクト受注を加速化する。

取組イメージ



URが支援するスマートシティ開発
（タイ バンナー中央駅周辺都市開発 イメージ図）
※JICA調査報告書より



日本企業が参画したTOD型開発
（インドネシア BSD地区都市開発 イメージ図）

6. 首里城復元や国際園芸博覧会に向けた取組

(1) 首里城の復元に向けた取組

国営公園等事業（沖縄分） 直 轄 **46.5億円の内数**

※令和3年度補正予算 国営公園等事業（沖縄分） 直 轄 3.3億円の内数

令和4年に本体着工を迎える首里城正殿の工事について、首里城復元のための関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、令和8年の復元に向け、着工初年度の取組を着実に進める。

令和4年度は、本体工事の一環として素屋根の整備等を行うほか、木材の調達や復元過程の公開に向けた取組等を実施する。

正殿の本体工事

- 「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、正殿の本体工事（令和4～8年度）に着工。
- 令和4年度は、素屋根※の整備等を実施。

※復元工事中の正殿を雨風から保護するための覆いとなる建物



素屋根等の設置イメージ

木材の調達

- 正殿本体工事に使用する大径材の調達を実施。（令和3年度からの継続）



大径材の調達状況

復元過程の公開の取組

- 復元過程の公開の取組の一環として、素屋根内で行う、正殿本体工事等に関する展示コンテンツ（模型・パネル等）の検討・制作等を実施。



展示コンテンツのイメージ

首里城正殿等の復元に向けた工程表（令和2年3月 首里城復元のための関係閣僚会議決定） 抜粋

首里城正殿について、令和2年度（2020年度）早期に設計に入り、令和4年（2022年）中には本体工事に着工し、令和8年（2026年）までに復元することを目指すこととし、北殿や南殿等を含め復元に向けた取組みを進めることとする。その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

6. 首里城復元や国際園芸博覧会に向けた取組

(2) 2027年国際園芸博覧会等に向けた取組

2027年国際園芸博覧会事業 補助	0.8億円 (皆 増)
2027年国際園芸博覧会検討調査 調査	0.3億円 (0.83倍)
アルメーレ・ドーハ国際園芸博覧会出展調査 調査	0.1億円 (1.20倍)

2027年に神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）で開催する最上位のクラス（A1）の国際園芸博覧会について、花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造に向け、開催準備を着実に進める。具体的には、グリーンインフラの社会実装、ウォークアブルなまちづくりの実現、スマートシティの先導・発展に寄与するよう、本博覧会の基本計画の策定等を進める。

2027年国際園芸博覧会等に向けた取組

2027年国際園芸博覧会の概要

開催場所：旧上瀬谷通信施設（横浜市旭区・瀬谷区）
開催期間：2027年3月～9月（6か月間）
博覧会区域：約100ha
参加者数：1,500万人（ICT活用等の多様な参加形態を含む）
テーマ：幸せを創る明日の風景
～Scenery of The Future for Happiness～

会場建設の推進

- 博覧会の準備及び運営を行う国際園芸博覧会協会の指定※及び同協会が実施する本博覧会の基本計画策定や、会場インフラの整備のための調査・設計に対する支援を実施。
- ※国際園芸博覧会の円滑な準備及び運営のため、国際園芸博覧会協会の指定制度の創設等所要の措置を講ずる法案の提出を検討中。

開催に向けた国際的な調整の実施

- 開催に必要となる国際博覧会に関する条約上の手続を実施。
- 各国政府等への参加招請のための広報資料を作成。

日本国政府出展の検討

- 我が国の造園技術・文化等の対外発信に向け、日本国政府出展について検討し、基本計画を策定。

海外の国際園芸博覧会への出展・PR

- 2022年にオランダ・アルメーレ、2023年にカタール・ドーハで同クラスの国際園芸博覧会が開催予定。
- これらの博覧会で行う日本国出展において、その機会を利用し、2027年国際園芸博覧会への参加招請、PR活動を実施。

■ 開催場所の位置図



■ 会場及び展示のイメージ



会場イメージ



リアルとデジタルが融合した展示



花、緑、農に関わる産業を支える
最新技術の共有

V. 令和4年度 都市局関係予算 新規・拡充事項等一覧

事業名	ページ
宅地耐震化推進事業【公共：交付金】	
・盛土総点検等により対応が必要と判断され実施する盛土の安全性把握調査等（調査及び応急対策）、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について、支援を充実（安全性把握調査等については令和3年度補正予算より制度拡充）	16
・大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の要件について、「盛土上の家屋」を「被害を受けるおそれのある家屋」に改め、被害が発生するおそれのある施設に「市町村道」を追加（宅地擁壁等の危険度調査・防災対策についても同様）	16
・宅地液状化防止事業について、支援対象者に宅地所有者等（間接補助）を追加し、所有者等の2/3以上の同意要件を廃止	－
盛土緊急対策事業【公共：交付金】	
・盛土総点検等により対応が必要と判断され実施する盛土の安全性把握調査等（調査及び応急対策）、撤去事業、盛土の崩落対策事業を創設（安全性把握調査等については令和3年度補正予算より制度創設）	16
都市防災総合推進事業【公共：交付金】	
・事前復興まちづくり計画策定を支援対象に追加（国費率：1/3）	17
・計画策定済みの地方公共団体が被災した際、計画に基づく復興事業の地区公共施設の用地費・事業計画策定支援の国費率を嵩上げ（1/3⇒1/2）するとともに、高質空間形成施設・復興まちづくり支援施設を支援対象に追加（国費率：1/3）	17
・原形復旧に代えて迅速・柔軟な復興を行う場合、被災エリアにおける地区公共施設等整備に係る用地費の国費率を嵩上げ（1/3⇒1/2）	－
防災集団移転促進事業【行政経費：補助】	
・住宅団地の整備について、工事を要しない整地（草刈り等）でも可能であることを明確化し、既存市街地・集落の空き地・空き家の活用を促進	17
無電柱化まちづくり促進事業【公共：交付金】	
・「無電柱化まちづくり促進計画」に基づき、市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援制度を創設	18
都市構造再編集中支援事業【公共：補助】	
・複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合、基幹的誘導施設の整備が行えることとし、限度額を12億円×（連携市町村数）に引上げ。この場合、連携市町村内で実施する同種の誘導施設の整備に要する費用の限度額を9億円に引下げ。併せて誘導施設の事業主体に都道府県等を追加	19
・居住誘導区域外の住宅移転及び移転元地の管理の適正化を図る取組等について支援する「居住誘導促進事業」を支援対象に追加。ただし、防災指針に災害リスクを踏まえた居住人口等、定量的な目標設定を行っている等の市町村事業に限る	19
・立地適正化計画に基づいて誘導施設が統廃合されたことにより廃止された施設の除却等を支援対象に追加	19
・まちの既存ストックを最大限に活用し、エリアの価値向上に資する人間中心・機動的なまちづくりを支援する「エリア価値向上整備事業」を支援対象に追加	21
・ZEBレベルの省エネ水準の建築物を整備する場合、高次都市施設・誘導施設・既存建造物活用事業の交付対象事業費の上限額を30億円に引上げ	27
・公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等が支援対象であることを明確化	27
・自立分散型エネルギーシステムの熱導管を支援対象に追加	27
・義務教育公立施設、病院については、「災害時の避難所等、周辺の居住者の用にも供されるものであること」を誘導施設の支援要件に追加	－
・原形復旧に代えて迅速・柔軟な復興を行う場合、支援対象となる誘導施設に金融施設、商業施設を追加し、各種要件を緩和	－
都市再生整備計画事業【公共：交付金】	
・まちの既存ストックを最大限に活用し、エリアの価値向上に資する人間中心・機動的なまちづくりを支援する「エリア価値向上整備事業」を支援対象に追加	21
・ZEBレベルの省エネ水準の建築物を整備する場合、高次都市施設・既存建造物活用事業の交付対象事業費の上限額を30億円に引上げ	27
・公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等が支援対象であることを明確化	27
・脱炭素先行地域において実施する事業の国費率を嵩上げ（40%⇒45%）	27
まちなかウォークアブル推進事業【公共：補助・交付金】	
・まちの既存ストックを最大限に活用し、エリアの価値向上に資する人間中心・機動的なまちづくりを支援する「エリア価値向上整備事業」を支援対象に追加	21
・重点的に取り組む課題（グリーン化、デジタル技術活用等）に対応する場合、計画策定段階の取組を支援対象に追加	22
・ZEBレベルの省エネ水準の建築物を整備する場合、交付対象事業費の上限額を30億円に引上げ	27
・公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等が支援対象であることを明確化	27
都市・地域交通戦略推進事業【公共：補助・交付金】	
・駅等の交通結節点の整備に限定されていた「交通ターミナル戦略」を交通結節点を中心に周辺のまちと一体的に整備する「地区交通戦略」に統合	23
・スマートシティの推進に資する社会実験及び情報化基盤施設等を支援対象に追加	23
・地方公共団体からの補助金を受けて事業を実施する団体の対象を民間事業者等に拡充	23
・公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等が支援対象であることを明確化	27
・自立分散型エネルギーシステムの整備を支援対象に追加	27
・脱炭素先行地域において実施する事業の国費率を嵩上げ（1/3⇒1/2）	27
国際競争拠点都市整備事業【公共：補助】	
・都市再生安全確保計画に位置付けられるエネルギー面的ネットワークの整備について、エネルギー・貯留施設整備を支援対象に追加するとともに、未利用熱取得のための熱導管が支援対象であることを明確化。併せて特定都市再生緊急整備地域に隣接する地域を対象区域に追加	27
・公共公益施設整備型の支援対象に国指定の史跡等の保存と都市開発事業の両立を図るための「史跡等一体都市開発事業」を追加	－
防災・省エネまちづくり緊急促進事業【公共：補助・交付金】	
・省エネルギー対策（ZEH・ZEBレベルの省エネ基準適合）を選択要件に追加	27

事業名	ページ
都市再生区画整理事業【公共：交付金】	
・被災市街地復興推進地域における事業に先行して行う公共施設充当地の取得や公共施設整備に必要な連鎖的な移転補償を支援対象に追加	15
・エリアマネジメント活動の拠点となる集会施設の整備を支援対象に追加	24
社会課題対応型都市公園機能向上促進事業【公共：補助】	
・ユニバーサルデザイン化や感染症対策など国として推進すべき施策に対応する公園整備のうち、他の公園の参考となる優良な取組を行うものを募集・選定し、集中的な支援を行う個別補助制度を創設	25
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業【公共：補助・交付金】	
・民間建築物の緑化を行う際に、脱炭素先行地域等で行われ、緑化規模等一定の要件を満たす場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開のものを支援対象に追加	28
都市公園・緑地等事業【公共：交付金】	
・緑地保全等事業における緑地保全利用施設の整備の支援対象に「雨水貯留浸透機能を高める植栽及び施設」を追加	17
・脱炭素先行地域等で行われ、緑化率等一定の要件を満たす場合には、CO2吸収効果の高い樹木主体の都市公園整備について支援対象に追加	28
・民間建築物の緑化を行う際に、脱炭素先行地域等で行われ、緑化規模等一定の要件を満たす場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開のものを支援対象に追加	28
・防災公園の整備について、災害時の役割等が明確であるものに限定するなど、支援対象施設を厳格化	—
・都市公園の老朽化対策について、人口集積が見込まれにくい地域の一定規模以上の公園において、将来見通しの定量的な検証等を要件化	—
まちづくりファンド支援事業【公共：補助】	
・クラウドファンディング活用型において、協定に基づき一定エリア内で自立的に行われる事業で寄付（ふるさと納税）等の「志ある資金」による資金拠出を受けるものについて、地方公共団体の支出として充当可能なことを明確化するとともに、「共助推進型」という新たな類型として追加	24
・老朽ストック活用リノベーション等推進型において、老朽ストック等のリノベーション等を行う際にあわせて脱炭素に資する設備の整備を行う事業を支援対象に追加	29
・マネジメント型において、脱炭素に資する設備の整備等を支援対象として明確化	29
メザニン支援事業【財投：政府保証】	
・現行の支援要件に加えて、追加の環境要件を満たす大規模な民間都市開発事業に対する支援について貸付期間を延長（20年以内⇒40年以内）	29
・総支援残高に対する資本金の規模の算定において、総支援残高については、各支援額に対し支援先毎の格付けに応じた金融当局指定のリスク・ウェイトを乗じた額の合計額を用いる方法へ変更	—
スマートシティ実装化支援事業【行政経費：補助】	
・社会実装に向けた先端技術を活用した実証事業等に対する支援制度を創設（令和3年度補正予算より制度創設）	31
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業【公共：補助】	
・3D都市モデルの整備・活用についての地方公共団体に対する支援制度を創設	32
2027年国際園芸博覧会事業【行政経費：補助】	
・2027年国際園芸博覧会の開催準備のため、開催主体となる法人が実施する会場建設に対する支援制度を創設	36
まち再生出資事業【公共：補助】	
・認定整備事業者等が発行する劣後特約付社債の取得を行うファンドへの出資による支援を追加	—
事業区域面積要件・地域要件に係る特例措置の延長【民都機構】	
・都市再生整備計画区域内における都市開発事業に対するまち再生出資事業及びメザニン支援事業の事業区域面積要件に係る特例措置を令和6年度まで延長	—
・共同型都市再構築事業の事業区域面積要件及び支援対象地域に係る特例措置を令和6年度まで延長	—
市街地再開発事業等【公共：交付金】	
・土砂災害特別警戒区域における住宅の新築は原則対象外となるよう要件化	—
・市街地再開発事業の清算の段階で残余財産が発生する場合には国庫に納付させるよう市街地再開発事業の基礎額の限度を明確化	—
コンパクトシティ形成支援事業【行政経費：補助】	
・立地適正化計画の計画策定支援について、防災指針に関し、災害リスクを踏まえた居住人口等、定量的な目標を記載することを要件化	—
官民連携まちなか再生推進事業【行政経費：補助】	
・特定都市再生緊急整備地域内におけるクリエイティブ人材の連携・交流を促す事業について、「国際競争力強化拠点形成」として支援対象を明確化	—
景観改善推進事業【行政経費：補助】	
・事業主体を「景観に関連のある計画等」を定めている市区町村に限定し、「景観に関連のある計画等」に「まちなかウォークアブル区域」、「明日の日本を支える観光ビジョンに基づく主要な観光地」を追加	—
特殊地下壕等対策事業【公共：補助】	
・特殊地下壕対策事業の期限を令和8年度まで延長	—
都市局所管事業におけるPPP/PFIの導入推進	
・地方公共団体が施行する都市局所管事業について、一定の要件に合致する場合にPPP/PFI手法の導入検討を要件化	—
都市局所管事業における省エネ基準適合	
・民間事業者等が行う建築物の新築について、省エネ基準に適合することを原則要件化	—
・公的主体（地方公共団体、都市再生機構）が行う建築物の新築について、ZEH及びZEBレベルの省エネ水準に適合することを原則要件化	—

VI. 令和4年度 都市局関係 税制改正概要

ウォーカブルなまちづくりの推進

○居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の拡充及び延長

官民一体となった「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出のため、市町村による公共施設の整備等と一体的に行われる民地の開放・施設の改修等に関する特例措置について、対象となる償却資産を追加等（※）した上で延長。

【固定資産税・都市計画税】

- ・オープンスペース化した土地及びその上に設置された償却資産
- ・低層部の階を改修し、オープン化した建物（低層部の不特定多数の者が自由に交流・滞在できる部分）について、課税標準を5年間1/2に軽減

※対象となる償却資産に電源設備、給排水設備、冷房設備、暖房設備を加える。
市町村と地域のまちづくり団体との官民協働の取組を支援するための措置を講じる。

コンパクトシティの推進

○低未利用土地権利設定等促進計画の特例措置の延長

人口減少下での持続可能なコンパクトシティの形成に向けて、立地適正化計画の居住誘導区域等の区域内の低未利用土地などの利用促進を図るための特例措置を延長。

【登録免許税】計画に基づく土地・建物の取得について地上権等の設定登記等及び所有権移転登記に係る税率を1/2に軽減

【不動産取得税】計画に基づく一定の土地の取得について課税標準を1/5控除

VII. 参考資料

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	41
2. 立地適正化計画に記載する防災指針の概要	45
3. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	46
4. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン	47
5. 盛土による災害防止に向けた総点検と対応策の検討状況	50
6. デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した 都市政策のあり方検討会	53
7. コンパクト・プラス・ネットワーク	55
8. 都市再生制度	57
9. まちなかウォークابل	59
10. スマートシティ	61
11. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	63
12. 都市公園の種類と現況	65
13. 都市開発の海外主要案件	66

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(1) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律【概要】

背景・必要性

○頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、

防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題

○こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、**まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し**、都市の魅力を上昇させることが必要

法律の概要

安全なまちづくり(都市計画法、都市再生特別措置法)

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

- 開発許可制度の見直し
 - 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
 - 市街化調整区域の災害イエロージョンにおける住宅等の開発を抑制
- 住宅等の開発に対する勧告・公表
 - 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内の住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による移転計画制度の創設
 - 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援する(予算)防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、病院等の移転に対する支援のための計画を作成

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
 - ＜災害レッドゾーン＞
 - ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
 - ＜災害イエロージョン＞
 - 災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア(浸水ハザードエリア等)
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
- ⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現(KPI) 防災指針の作成：約600件(全ての立地適正化計画作成自治体)(2021年～2025年[2021年:100件 ↗ 2025年:600件])
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現(KPI) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組み区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日施行(一部の規定を除く)＞

⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」(閣議決定)において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

魅力的なまちづくり(都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法)

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

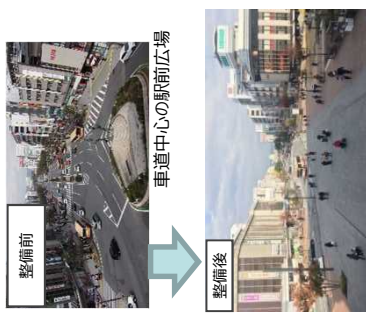
都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組み区域を設定し、以下の取組を推進*都市再生整備計画：市町村が作成するまちなかづくりのための計画

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
 - 例)公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
 - (予算)公共空間リノベーションへの交付金等による支援
 - (税制)公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減
- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化
- *都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人(市町村が指定)
- (予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
- (予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援



居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設
- 都市インフラの老朽化対策

⇒ 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ改修に要する費用について都市計画税の充当等

駅前トラジャットモータール化、広場整備など歩行者空間の創出

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

都市計画法、都市再生特別措置法

(2) 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日施行（一部の規定を除く）＞

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制
(開発許可の見直し) ※令和4年4月施行予定

＜災害レッドゾーン＞

- 都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

＜災害イエロージーン＞

- 市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区 域	対 応
市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域	開発許可を 原則禁止
災害イエロージーン	開発許可の 厳格化

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・浸水被害防止区域

※R3年法改正により追加

災害イエロージーン

- ・土砂災害警戒区域
- ・浸水想定区域（洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る。）

◆立地適正化計画の強化
(防災を主流化)

- 立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外** ※令和3年10月施行
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保を定める「**防災指針**」の**作成** ※令和2年9月施行

〔避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等〕

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による防災移転支援計画 ※令和2年9月施行

〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行 等〕

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸 等））

-42-

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(3) 「居心地が良く歩きたくない」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

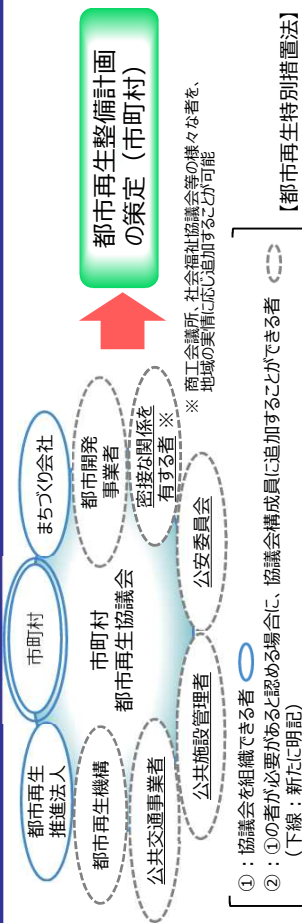
都市再生特別措置法

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日施行（一部の規定を除く）＞

「居心地が良く歩きたくない」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

- ・市町村都市再生協議会*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に*
(まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断)
- ・市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）
の策定・実施等に関し必要な協議を行う場
- ・協議会構成員に追加することができる者として、公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会
その他まちづくり計画に密接な関係性を有する者を明記
- ・市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくない」まちなかづくりのための取組を位置づけ

〔予算〕官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援

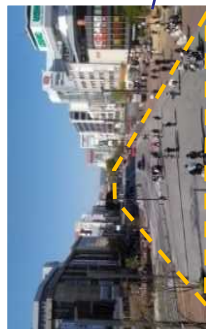


①：協議会を組織できる者
②：①の者が必要であると認める場合に、協議会構成員に追加することができる者
(下線：新たに明記)

〔都市再生特別措置法〕

計画に基づく「居心地が良く歩きたくない」空間の創出

- ・都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくない」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援



・市町村等による
歩行者滞在空間
の創出（街路の
広場化等）

〔予算〕交付金等による支援



・民間事業者による
民地部分のオープン
スペース化 ①）や
建物低層部のガラス
張り化等 ②）

〔税制〕固定資産税の軽減
〔予算〕補助金による支援

- ・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環として
ベンチの設置、植栽等を実施

* 都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）



〔金融〕低利貸付による支援



・駐車場の出入口
の設置を制限
(メインストリート
側ではなく裏道側
に駐車場の出入
口を設置)



・民間事業者が公
園管理者と締結
する協定に基づき、
公園内にカフェ・
売店等を設置

- ・イベント実施時などに都市再生推進法人が
道路・公園の占用手続を一括して対応

〔都市再生特別措置法〕

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法

(4) 居住エリアの環境向上等による「魅力的なまちづくり」

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日施行（一部の規定を除く）＞

○ 居住エリアの環境向上、老朽化した都市インフラの改修を図るための都市計画制度の見直しや各種支援制度により、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりと民間都市開発を推進。

◆ 居住エリアにおける病院、店舗等の立地の促進（用途制限の緩和等）

- ・市町村が、都市計画において、居住誘導区域内に「居住環境向上用途誘導地区」を定めることにより、病院、店舗等の日常生活に必要な施設（生活利便施設）について容積率、用途制限の緩和を可能とすることで、これらの施設の立地を促進

＜制度活用例＞

- ・住宅地の徒歩圏内に、生活利便施設の立地を促進

【生活利便施設の例（イメージ）】



都市型スーパーマーケット



病院

【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

◆ 老朽化した都市インフラの計画的改修（都市計画税の充当）

- ・高齢化の進展等を踏まえ、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりを推進するためには、バリアフリー化など、老朽化した都市施設の改修が必要
- ・居住誘導区域・都市機能誘導区域における都市インフラの計画的改修を推進するため、市町村が立地適正化計画に都市インフラの改修事業を記載し、都道府県知事の同意等を得ることにより、都市計画税の充当を可能とする仕組みを創設

（参考）全国市長会議決定提言（R1.6.12）

都市計画施設等の改修・更新を円滑に推進するため、都市計画法第59条の許可または承認に関する事務を簡素化すること。

【都市再生特別措置法】

◆ 都市農地の保全・活用（新たな地区計画制度）

- ・農業と調和した良好な居住環境を確保するための新たな地区計画制度（地区計画の記載事項に農地の保全に関する事項を追加し、条例により農地の開発行為等を許可制とする仕組み）とそれに伴う税制特例（相続税・贈与税の納税猶予等）



【都市計画法】

◆ エリア価値向上に資する都市開発プロジェクトの推進

- ・スマートビル^{*}の整備を行う都市開発プロジェクトに対し、民都機構による金融支援（貸付け）を実施

^{*}カメラ、センサー等により人流データ等を収集・活用し、省エネルギー化や生産性向上等を図るビル



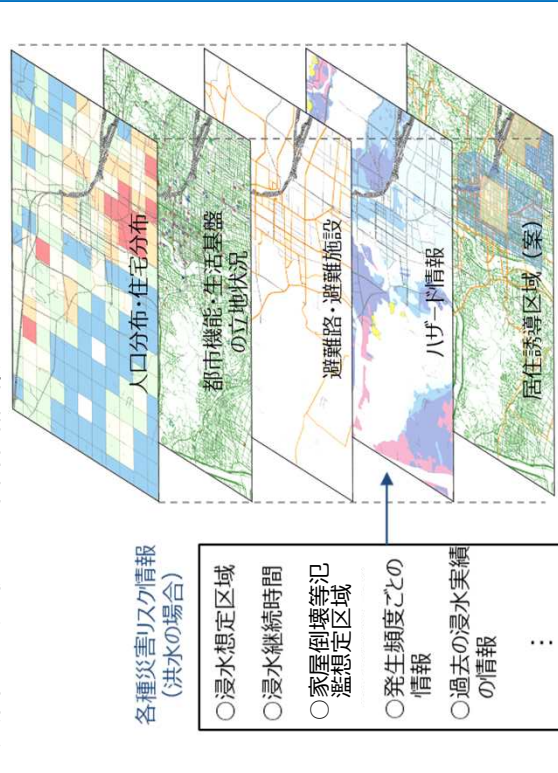
【都市再生特別措置法】

- ・都市開発プロジェクトに対する国土交通大臣認定（金融支援等の要件）の申請期限（令和3年度末）を、令和8年度末まで延長

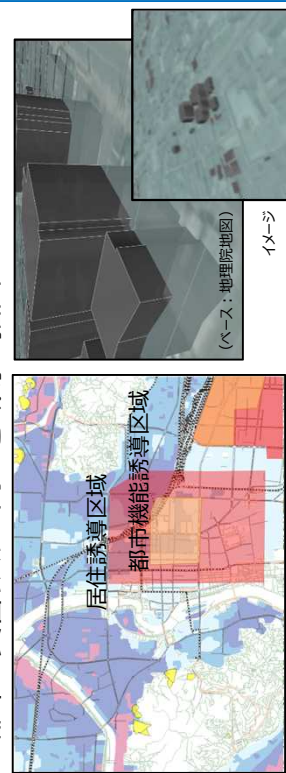
2. 立地適正化計画に記載する防災指針の概要

- 居住の安全確保等の防災・減災対策の取組を推進するため、都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に「防災指針」を記載することを位置づけ、令和2年9月7日より施行。
- 立地適正化計画においては災害リスクを踏まえて居住や都市機能を誘導する地域の設定を行い、区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策を「防災指針」として位置付けることが必要。

■ 災害リスク分析と都市計画情報の重ね合わせ

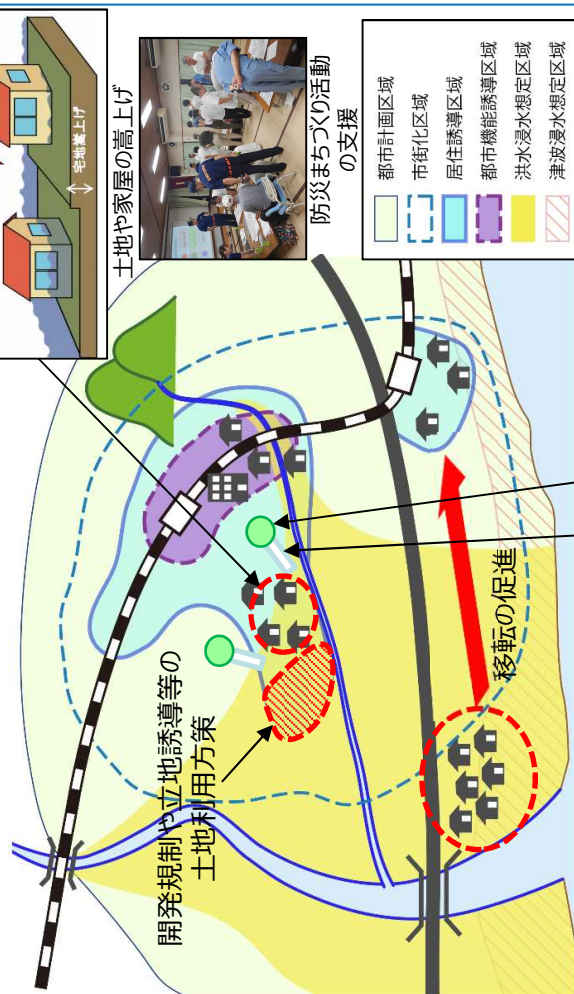


■ 都市の災害リスクの高い地域等の抽出



防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

■ 防災指針に基づくハード・ソフトの取組



防災指針の手引き: https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000035.html

3. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (流域治水関連法)

＜令和3年5月10日公布 令和3年7月15日施行（一部の規定を除く）＞

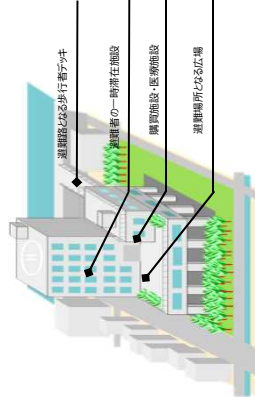
- 流域治水の取組の一環として、災害リスクを踏まえた移転促進やまちなかの安全対策等を更に強化し、防災・減災が主流となるまちづくりを推進。

流域治水関連法 都市局関係改正内容

◆市街地の安全性の強化

【災害時の避難先となる拠点の整備】

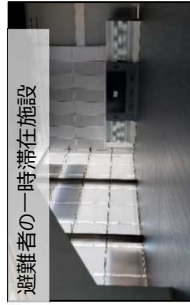
水災害等の発生時に
住民などの避難・滞在の拠点となる施設
(ホール、スーパー、病院等)を
都市計画に位置付け、
一体の施設として計画的に整備



【都市計画法】



歩行者デッキ
歩行者デッキで高層階や堤防と連結し、移動経路を確保



避難者の一時滞在施設
浸水時の避難者の一時滞在場所を確保



避難場所となる広場
屋上の広場は浸水時に一時避難場所として活用

【地区単位の浸水対策の推進】

- 1 敷地の高上げや住宅の居室の高床化を地区単位でルール化することを可能に
- 2 防災の観点から必要な避難施設・避難路や雨水貯留浸透施設を地区計画に位置付けることで、その整備を担保



高床化



避難施設



雨水貯留浸透施設
雨水貯留浸透施設

◆危険なエリアからの移転の促進

(防災集団移転促進事業の拡充)

- 1 移転の対象となるエリア（移転促進区域）の要件を拡充

【現行の移転促進区域】

災害が発生した地域
災害危険区域



【追加する移転促進区域】

浸水被害防止区域
地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害特別警戒区域

- 2 事業の担い手を都道府県・URに拡充

- 3 事業による住宅団地の整備に併せて移転する要配慮者施設の土地について、その整備費を支援対象に追加。

【防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律】

◆グリーンインフラの活用 【都市部の緑地の保全】

特別緑地保全地区の指定の対象となる緑地として雨水貯留浸透能力の高い緑地を追加



今回新たに特別緑地保全地区として追加する雨水貯留浸透能力の高い緑地のイメージ
【都市緑地法】

4. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要①】

概要

- 近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組により、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要。
- このような状況を受け、国土交通省は「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置し、令和2年8月に提言をとりまとめ、今後、提言に基づき、水災害ハザード情報の充実や防災まちづくりを進める考え方・手法を示す「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成。
- 地方公共団体の治水、防災、都市計画、建築等の各分野の担当部局が、これまで以上に連携を深め、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組んでいけるよう、本ガイドラインを周知し、支援。
- 本ガイドラインの内容は、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりについて、現時点で妥当と思われる基本的な考え方を整理したもの。今後、各地域での取組を通じて得られた知見を随時反映し、法制度の改正等も踏まえ、必要に応じて見直し、充実。

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会

開催経緯

令和2年	1月	8日	第1回検討会
	4月	17日	第2回検討会
	6月	12日	第3回検討会
	7月	16日	第4回検討会
	8月	26日	提言とりまとめ
令和3年	3月	17日	第5回検討会
	5月	28日	ガイドラインとりまとめ

委員名簿

(◎座長、○副座長 敬称略、五十音順)

岡安 草夫	東京海洋大学海洋資源エネルギー学部門教授
小山内 信智	政策研究大学院大学教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所教授
木内 望	建築研究所首席研究監
○立川 康人	京都大学大学院工学研究科教授
◎中井 俊裕	東京工業大学環境・社会理工学院教授
中村 英夫	日本大学理工学部教授
藤田 光一	河川財団河川総合研究所長

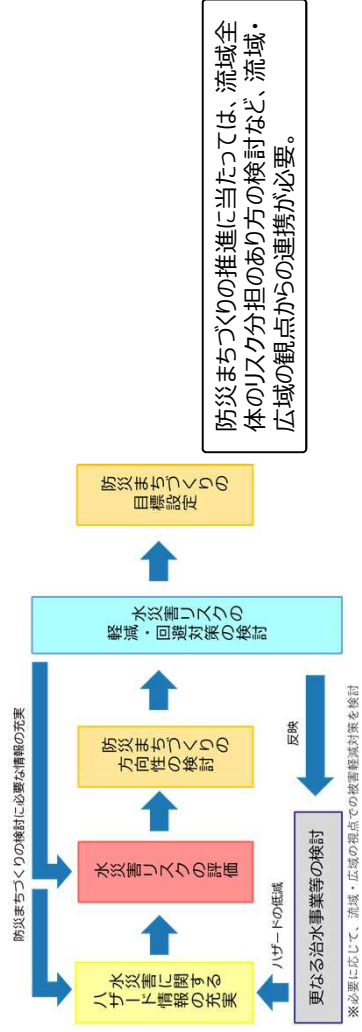
事務局 国土交通省 都市局、水管理・国土保全局、住宅局

ガイドラインの全体像

取組主体：市町村（主な実施者）、国及び都道府県（重要な協力者）を想定。

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの全体の流れ

- ハザード情報を整理し、防災まちづくりの検討に必要なハザード情報を充実。
- ハザード情報をもとに、地域ごとに水災害リスクの評価を行い、防災まちづくりの方向性を検討。
- 水災害リスクの評価内容に応じて、当該リスクを軽減又は回避する対策を検討し、防災まちづくりの目標を設定。新たなハザード情報が必要となった場合には、情報をさらに充実。
- まちづくりにおける対策では地域の水災害リスクの軽減に限界がある場合には、治水部局において、水災害ハザードを軽減させるために更なる治水対策等の取組を検討。



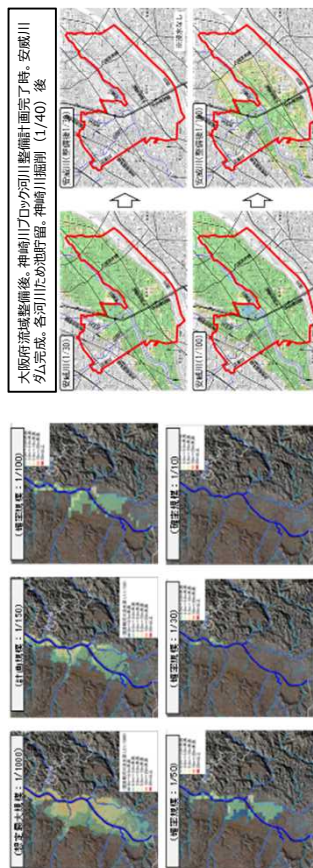
防災まちづくりの推進に当たっては、流域全体のリスク分担のあり方の検討など、流域・広域の観点からの連携が必要。

4. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要②】

ガイドラインの概要

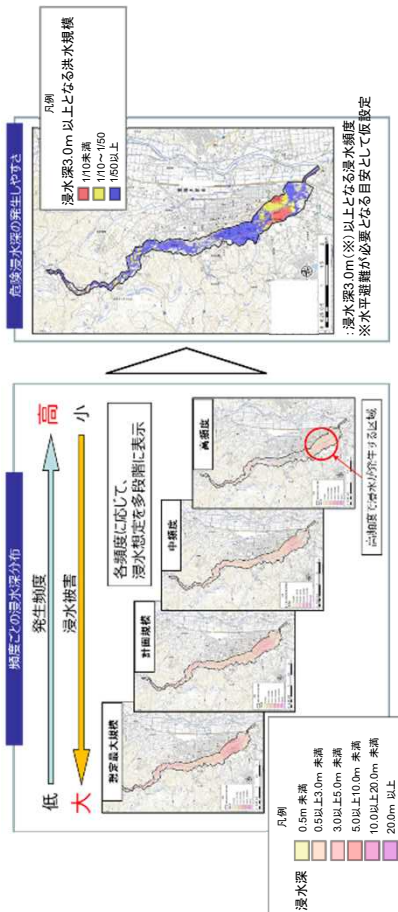
1. 防災まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報

①既に公表されているハザード情報（法定の洪水浸水想定区域、治水地形分類図等）に加え、防災まちづくりに活用できるハザード情報（より高頻度の浸水想定や河川整備前後の浸水想定等）を新たに作成。



多段階の浸水想定区域図のイメージ

河川整備前後の浸水想定例



多段階の浸水想定区域図を用いた危険浸水深の発生しやすい評価

②①の新たなハザード情報は、河川管理者等（各地方整備局河川部又は当該河川の河川国道事務所及び都道府県等）が、防災まちづくりの取組主体である市町村との連携・調整のもと作成。

2. 地域における水災害リスク評価

①1. のハザード情報に加えて、暴露及び脆弱性の情報により、水災害による損失を表す「水災害リスク」を評価。

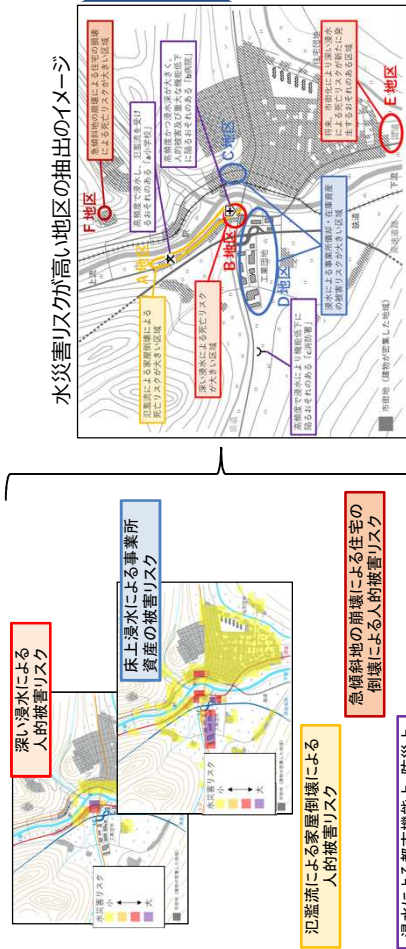
$$\text{水災害リスク} = \text{ハザード} \times \text{発生確率} \times \text{暴露} \times \text{脆弱性}$$

(洪水・雨水出水・津波・高潮、土砂災害) (ハザードを被る人命、財産等) (被害の受けやすさ)

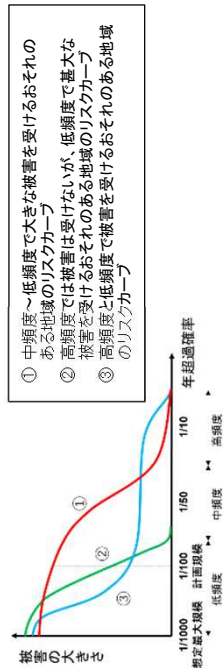
②ハザードの特性や地域の状況に応じて、水災害リスクの評価項目を設定。

- ・人的被害（深い浸水による人の死亡、氾濫流による家屋倒壊 等）
- ・経済的被害（家屋、事業所資産の浸水被害、交通の途絶 等）
- ・都市機能上・防災上重要な施設（庁舎、医療施設等）の機能低下

②で設定した項目ごとに①に従って水災害リスクを評価し、積算化上で、水災害リスクが高い地区を抽出。



③ハザードの発生頻度ごとに水災害リスクの大きさを評価し、地域の水災害リスクの構造を把握。

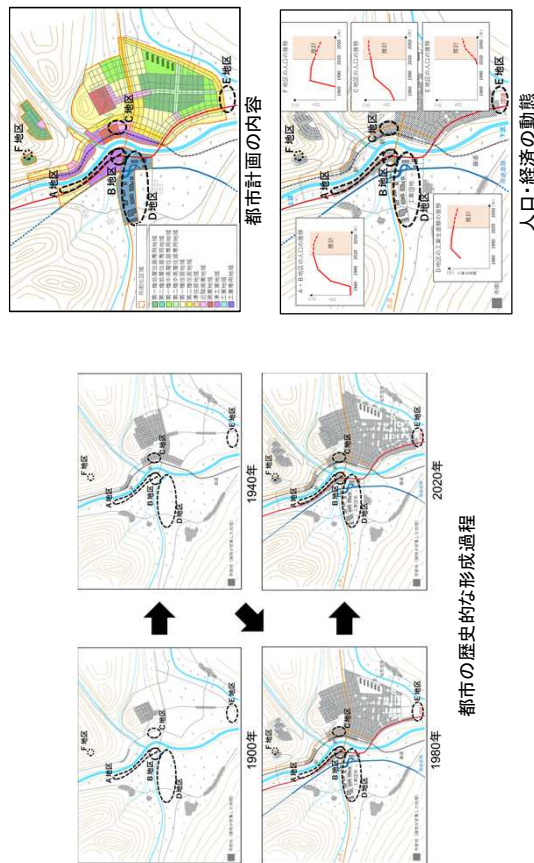


4. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要③】

ガイドラインの概要

3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの方向性

- ① 2. で評価した水災害リスクを可能な限り避けることを原則としつつ、都市の構造、歴史的な形成過程、人口・経済・土地利用の動態等を踏まえ、地域の持続可能性やまちづくり全体との総合的なバランスを考慮し、防災まちづくりの方向性を決定。



② 水災害リスクが存在する区域ごとに、以下の方向性を検討。

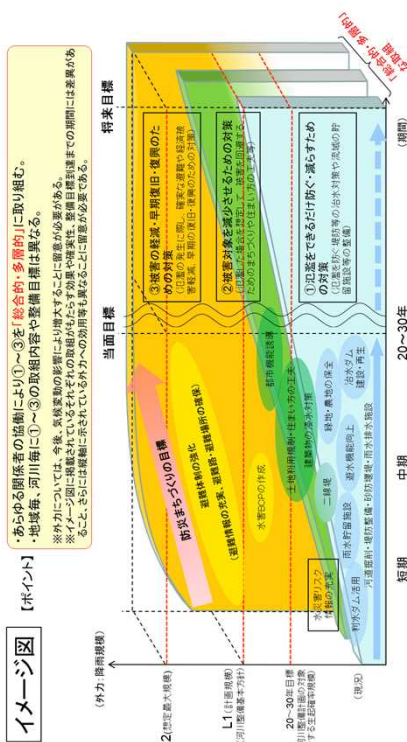
- ・都市機能上の必要性等を勘案し、水災害リスクを軽減し、又はこれ以上増加させない対策を講じながら、都市的土地利用を継続。
- ・残存する水災害リスクが大いに見込まれることから、都市的土地利用を回避。

5. 関係者間の連携

- ① 上流・下流、本川・支川の治水バランスを確保し、流域全体で安全を確保するため、流域・広域の視点から関係者が連携。
- ② 関係部局間の連携体制の構築、各分野横断的な知識を有する人材の確保・育成、専門家の協力体制の構築。

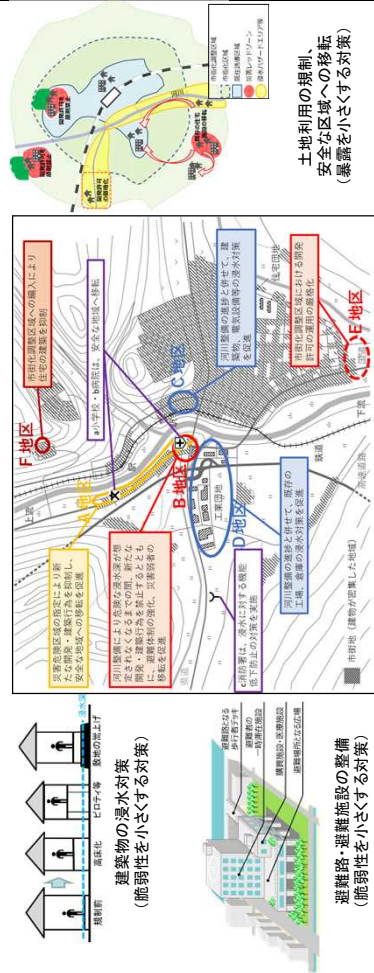
4. 水災害リスクを軽減又は回避する対策

- ① 3. の防災まちづくりの方向性の実現に向け、水災害リスクが存在する区域について、リスクを軽減又は回避するための対策を総合的に検討。



② 対策を計画的に実行していくために、防災まちづくりの目標を設定。

- ③ 地域にどのような水災害リスクが存在し、そのリスクを軽減又は回避するためにどのような対策を行う必要があるのか、地域の関係者との合意形成が図られることが重要。



5. 盛土による災害防止のための総点検

～第4回 盛土による災害の防止に関する検討会資料（R3.12.20）～

- ・ 人家等に影響のある盛土について、土地利用関係各府省（国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省）の連名で、都道府県に対し、以下のような作業を行っていただくことを令和3年8月11日に通知。
- ・ 都道府県の現場が混乱しないよう、関係府省が連携してサポート。

重点点検対象エリア及び重点点検箇所

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内（地すべり、急傾斜）
- ② 山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）
- ③ 大規模盛土造成地

※）各地方公共団体等において点検が必要と考える箇所も対象

盛土の把握

- ・ 各地方公共団体等が、許可・届出資料等から確認した盛土 ・ 盛土可能性箇所データ（国土地理院提供）等から推定される盛土
- ・ その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える盛土 等

土地利用制限の権限を有する各地方公共団体等がそれぞれの観点から点検

点検の観点（目視で点検）

- ① 許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ② 手続き内容と現地の状況が一致しているか（面積、土量等）
- ③ 災害防止の必要な措置がとられているか（水抜きの有無等）
- ④ 禁止事項に関する確認（廃棄物の有無等）

【盛土の総点検の暫定とりまとめ（令和3年11月末時点における点検結果）】

- 全国約 3.6万箇所のうち、約 2.8万箇所（約8割）について目視等による点検完了の報告。
- 年度内に大半の都道府県で目視等による点検が完了する見込みである。
- 点検 4 項目のうち、いずれかの点検項目に該当する盛土は約1,400箇所あった。

5. 盛土による災害の防止に関する検討会 提言概要 (R3.12.24公表)

1. 危険な盛土箇所に関する対策

【基本的な考え方】

- 盛土の総点検等で確認された「災害危険性の高い盛土」については、**安全性を確保するための対策を早期に実施**することが必要。
- 対策に当たっては、**行為者等による是正措置を基本**としつつ、対応が困難な場合は**地方公共団体等が危険箇所対策を実施**するとともに、**国は地方公共団体等に対して支援**していくべき。

【具体的な対応策】

(1) 行為者等に対する法令上の措置の徹底

- 不法盛土造成等の行為者・土地所有者等に対し法令等に基づく行政指導や行政処分を講ずるべく、徹底していくべき。

(2) 危険箇所対策等

- 「災害危険性の高い盛土」か否かを確認する必要がある盛土等については、詳細調査（測量、ボーリング等）を実施すべき。
- また、一時的に崩落等の被害を回避するための応急対策（土嚢の設置等）を実施すべき。
- 「災害危険性の高い盛土」については、対策の緊急性等を踏まえ、地方公共団体等による抜本的な危険箇所対策（土砂の撤去、擁壁、堰堤の設置等）を実施すべき。

(3) 危険箇所対策完了までの間の措置

- 「災害危険性の高い盛土」と特定された盛土は公表し、住民に周知等することが適切。緊急時の迅速な避難につなげることができるよう、緊急通報体制の構築等による情報発信も必要。
- ソフト対策（監視カメラ、定点観測等）による現状状況の監視が必要。

2. 危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的な考え方】

- 崩落により人家等に影響を与えないよう、**危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設**し、規制を強化していくべき。
- **廃棄物が混じっていない土は、自然由来のものであり、適切に活用し、又は自然に還していくべきもの**。廃棄物と同一視して同様の規制の下に置くことは適当ではない（廃棄物混じり土については、廃棄物と土をできるだけ分別の上、廃棄物処理法に従って廃棄物を処理）。
- また、新たな法制度を有効性のあるものとするためには、**法の施行体制・能力の強化**が必要。特に、不法盛土への対処体制をしっかりと確立すべき。
- さらに、新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても**搬出先の適正を確保するための方策を講じる**ことが重要。加えて、廃棄物混じり土の発生を防止するため、建設現場等における**土と廃棄物の分別促進・適正処理の徹底**を図っていく必要。

【具体的な対応策】

(1) 新たな法制度の創設

- ① 国による基本方針の策定（危険な盛土の対策に関して国土全体にわたる総括的な考え方を示すとともに、対応策を総覧できる基本方針を策定）
- ② スキマのない規制（土地の利用区分に関わらず、人家等に被害を及ぼし得る盛土行為を許可制に）
- ③ 盛土等の安全性の確保（十分な安全基準を設定、施工状況の定期的な報告や施工中・完了時の検査を実施、条例等により安全基準やチェック項目等の上乗せ可）
- ④ 責任の所在の明確化（土地所有者等が盛土を安全な状態に維持する責務を有することを明確化、原因行為者にも安全対策の実施を求めることを可能に）
- ⑤ 厳格な罰則（条例による罰則の上限（懲役2年以下、罰金100万円以下）を上回る水準に強化）

(2) 法施行体制・能力の強化

- ① 不法盛土発見時の現認方法、手続等のガイドラインの整備
- ② 地方公共団体における関係部局間の連絡会議、人事交流等の実施
- ③ 許可地一覧の公表、現地掲示と地方公共団体内の通報情報の共有
- ④ 関連事業者(※)の違反行為に対して各事業法による行政処分の実施

※：建設業者、貨物自動車運送事業者、廃棄物処理業者

(3) 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- ① 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等（再生資源利用促進計画(※1)の徹底等）
- ② 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等（指定利用等(※2)の徹底）
- ③ 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組（工事間利用の促進、優良事例の展開）

※1：元請業者が土砂等の搬出先（他の工事現場、残土処理場等）等を記載した計画

※2：工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定することにより、土砂の有効利用や適正処理を促進

(4) 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- ① マニフェスト管理等の強化（電子マニフェストの利用促進等）
- ② 関連事業者の法令遵守体制の強化（建設現場パトロールの強化等）
- ③ 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立（通報情報の共有等）

(5) その他の対応

- ① 盛土等の土壌汚染等に係る対応（早期の状況把握等）
- ② 太陽光発電に係る対応（技術基準の遵守の徹底等）

5. 盛土による災害防止のための関係府省連絡会議申合せ (R3.12.27)

盛土による災害の防止のための取組について

令和 3 年 12 月 27 日
盛土による災害防止のための
関係府省連絡会議申合せ

令和 3 年 7 月 1 日からの大雨により、静岡県熱海市の土石流災害をはじめ、全国各地において土砂災害や浸水被害が発生し、大きな被害をもたらした。

政府としては、今後起こりうる災害への対応に万全を期し、被害の発生を最小限に抑えるため、「令和 3 年 7 月 1 日からの大雨に係る支援策とりまとめ」（令和 3 年 7 月 30 日）を策定し、「危険な盛土の総点検を行うとともに、有識者会議・関係省庁連絡会議を立ち上げ、点検状況等を踏まえ、危険箇所への対応や土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策を検討する。」こととした。

これを受け、本年 8 月 10 日には、関係府省を構成員とした「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」（以下「関係府省連絡会議」という。）を設置し、盛土による災害防止に向けた対策について議論を行ってきたところである。

併せて、本年 9 月 30 日には、民間の有識者を構成員とした「盛土による災害の防止に関する検討会」（以下「有識者検討会」という。）を設置し、各分野の専門的な見地から議論が行われてきたところである。

今般、有識者検討会における提言がなされたことを踏まえ、関係府省の緊密な連携の下、下記の取組を着実に実施し、二度とこのような災害が起きることのないよう、盛土による災害の防止に全力で取り組んでいく。

記

有識者検討会の提言を最大限尊重し、提言に記載された全ての事項について、関係する府省においてその施策を速やかに具体化するものとする。特に以下の事項については、関係府省の緊密な連携の下、重点的に取り組むこととする。

1 盛土の総点検及び危険箇所対策等について

- (1) 年度末までに都道府県等による点検が完了するよう、引き続き、国土交通省をはじめとした関係府省の連携の下、必要な支援を行う。また、点検完了後速やかに、とりまとめ結果を公表する。
- (2) 点検の結果、都道府県等が「必要な災害防止措置が確認できなかった盛土」と判断し、詳細調査が必要となった場合には、円滑に詳細調査を実施できるよう、財政面も含め必要な支援を行う。
- (3) 点検や詳細調査の結果、都道府県等が「災害危険性の高い盛土」と判断した場合には、法令等に基づく行政処分等を躊躇なく行い厳正に対処できるよう、関連する法制度を所管する関係府省は、法の運用に係る助言など必要な支援を行う。
- (4) 上記の行政処分等を行ってもなお、行為者等による是正が困難な場合には、都道府県等が危険な箇所の対策等を着実に実施できるよう、財政面も含め必要な支援を行う。その際、支援内容が省庁をまたがっても円滑に実施できる仕組みとする。

2 新たな法制度の創設等について

- (1) 有識者検討会の提言で示された観点も踏まえつつ、国土交通省と農林水産省は、盛土等の崩落による人家等への被害が生じないよう、危険な盛土等を規制するための新たな法制度を検討し、次期通常国会への法案の提出を目指す。
- (2) 新たな法制度を実効性のあるものとするため、関係府省・地方公共団体の緊密な連携により、法の施行体制・能力の強化を図る。
- (3) 建設発生土の搬出先の明確化・有効利用等を図るため、国発注工事に関する指定利用等の実施について、全省庁で取組を徹底する。

3 今後の対応について

引き続き、関係府省の連携を密にするとともに、関係府省の取組状況の確認等を行うため、定期的に関係府省連絡会議を開催する。

以上

6. デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

新型コロナウイルス危機を契機に生じた変化

- 新型コロナウイルス危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）。

これに伴い、ワークライフバランスの重視など、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化。

- 「働く」「暮らす」場である都市に対するニーズも変化・多様化。職住遊学の融合、自宅以外のワークプレイス、ゆとりある屋外空間の構築などが求められるように。

目指すべきまちづくりの方向性

市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える
(人間中心・市民目線のまちづくりの深化)

ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施
(機動的なまちづくりの実現)

地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応えていくことが重要

都市アセットを「使う」「活かす」

 職住遊学の融合など、官民の都市アセットの一体的利活用による空間づくり

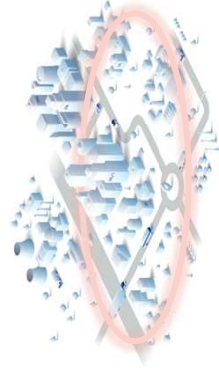
 空き家をコワーキングスペースにするなど、都市アセットのリノベーション

 街路⇄オープンスペースなど、都市アセットを可変的・柔軟に利活用



公・民・学の多様な関係者が連携してまちのビジョンを共有

〔イメージ〕



スピードイヤーに「動く」



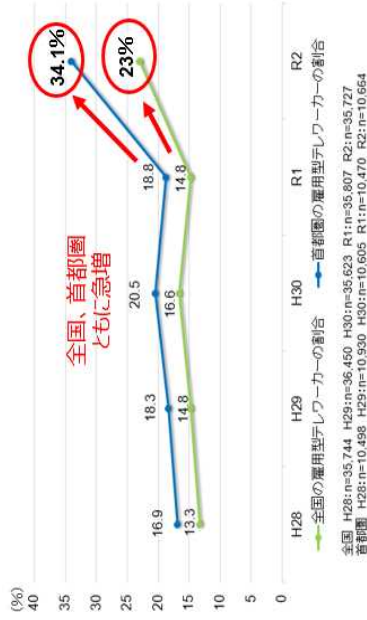
公園などまちなかでの社会実験の実施

デジタル技術・データを「使いこなす」



データを活用したシミュレーションや効果検証、デジタル技術による新たなサービス

＜中間とりまとめ 令和3年4月6日＞



6. デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

＜中間とりまとめ 令和3年4月6日＞

官民の多様な主体によるビジョンの共有
“自然や景観・歴史文化” “人や企業のつながり・コミュニティ”などの地域資本の活用

都市アセットを最大限に利活用

都市アセットのポテンシャルを
引き出す空間づくり



ウォークアブル空間創出のための街路空間の再構築（松山市）



多様な人々の賑わいを生むための駅前広場の再整備（天理市）



土地区画整理事業で集約した空店舗等の敷地の活用（彦根市）



立体空間を活用した緑・オープンスペースの創出（目黒区）

使われていない土地や
限られた空間の有効活用



街路空間におけるオープンテラスによる活用（沼津市）



災害時の公園での避難者への給水（熊本市）

デジタル技術を活用した
都市サービスの提供



顔認証受付・決済で手ぶら観光
混雑緩和・防犯対策等まちの情報のリアルタイム発信
誰もがスムーズに自由に動けるモビリティ



景観に配慮した空地の広場化（高山市）

まちなかでの社会実験



空き地を暫定利用した広場化の社会実験（福山市）



自動運転技術を活用した公園での社会実験（奈良市）

まちづくりの担い手、プロセスの充実

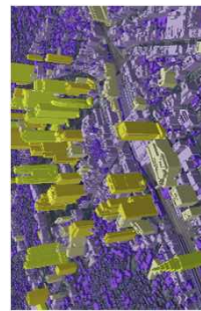


データ活用为中心的役割を担うまちづくり団体（柏市）

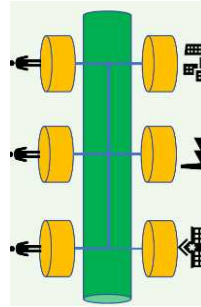


データによりまちの課題を可視化し、市民参加を充実（松山市）

データの整備・共有に向けたルールづくり



3D都市モデルの整備・活用



地域の住民データ共有のルールづくり

7. コンパクト・プラス・ネットワーク

○生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し、公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を推進。

都市を取り巻く状況

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地



○ 都市の生活を支える機能の低下

- ・医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難
- ・公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

○ 地域経済の衰退

- ・地域の産業停滞、企業撤退
- ・低未利用地や空き店舗の増加

○ 厳しい財政状況

- ・社会保障費の増加
- ・インフラの老朽化対応

コンパクトシティ

立地適正化計画

○ 都市機能誘導区域

- ・生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設（福祉・医療等）を設定

○ 居住誘導区域

- ・居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

計画策定や都市機能の集約につながる施設整備に対し、

- ・コンパクトシティ形成支援事業、
- ・都市構造再編集中支援事業等で支援

+

ネットワーク

地域公共交通計画

- ・まちづくりとの連携
- ・地方公共団体が中心となった地域公共交通ネットワークの形成の促進

○ 地域公共交通利便増進実施計画

- ・路線等の見直し
- ・等間隔運行、定額制乗り放題運賃等のサービスを促進 等

○ 地域旅客運送サービス継続実施計画

- ・路線バス等の維持が困難な場合に、地方公共団体が関係者と協議の上、公募により代替する輸送サービスを導入



関係省庁で構成されたコンパクトシティ形成支援チーム（2015.3設置）等により、省庁横断的に市町村の取組を支援

7. 立地適正化計画の作成に取り組む都市

○594都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(令和3年7月31日時点)

○このうち、398都市が計画を作成・公表。

※令和3年7月31日までに作成・公表の都市（） 防災指針を作成した市町村（◆：23都市）（令和3年7月31日時点）

[illegible]

8. 都市再生制度

都市再生特別措置法に基づき、

- 都市再生緊急整備地域において、民間の優良ストック形成を重点的に支援。
- 全国の都市で、都市再生整備計画に基づき公共施設整備などまちづくりを総合的に支援。

一定規模の民間プロジェクトが見込まれる区域

都市再生を推進すべき地域を政令指定：

都市再生緊急整備地域 (51地域)

特定都市再生緊急整備地域 (15地域)：特に都市の国際競争力の強化

法制上の支援措置 (都市計画等の特例)

- ・都市再生特別地区
(104地区)
容積率・高さ・用途等の制限緩和
- ・都市再生事業に係る
認可等の迅速化
- ・都市計画提案制度
(75件)

財政支援

- ・国際競争拠点都市整備事業(特定地域のみ)
道路や鉄道施設等の重要インフラや、エネルギー導管の整備等
- ・官民連携まちなか再生推進事業
官民の様々な人材が集積するプラットフォームの構築と、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援
- ・都市安全確保促進事業
計画策定及び計画に基づく備蓄倉庫等の整備

民間都市再生事業計画の認定 (145計画)

金融支援

民間都市開発推進機構によるメゾン支援

税制支援

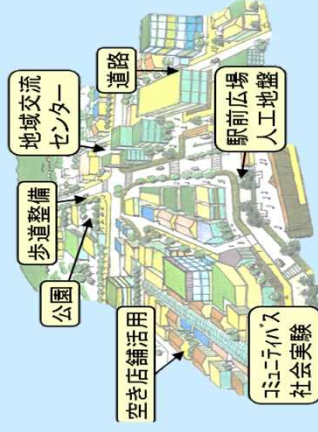
建物取得時の不動産取得税に係る特例措置 等

全国の都市区域

都市再生整備計画〔市町村が作成〕に基づく各種支援
(これまで1,083市町村、3,336地区に支援)

財政支援

- ・都市構造再編集中支援事業※1
 - ・社会資本整備総合交付金※2
- などにより、まちづくりを財政的に支援
- 道路や公園、広場等のハード事業
各種調査や社会実験等のソフト事業 等



※1 立地適正化計画を策定していることが支援要件となります。
※2 一定の経過措置期間をおいた上で、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している等持続可能なまちづくりを進めていることが支援要件となります。

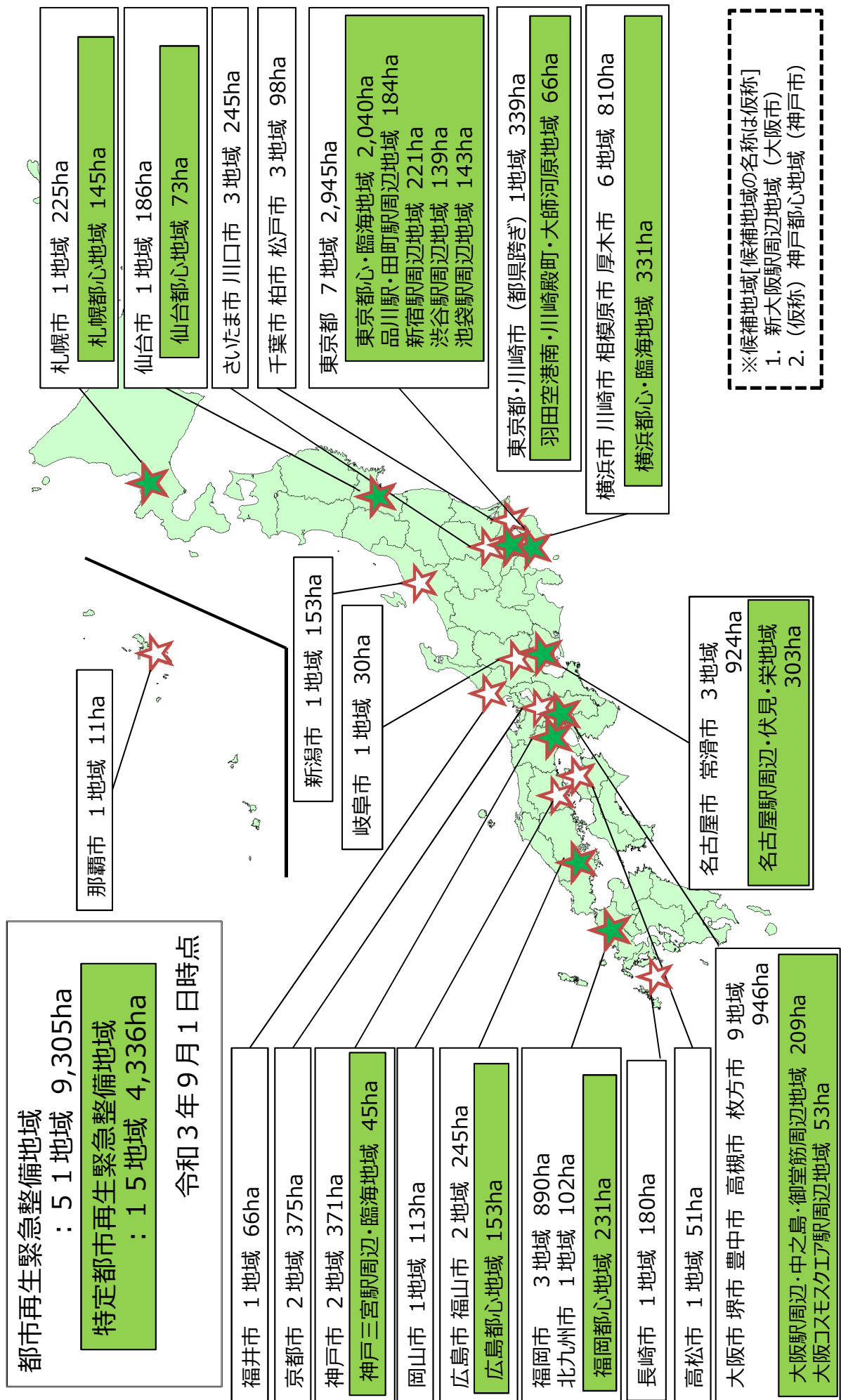
民間都市再生整備事業計画の認定 (51計画)

金融支援

民間都市開発推進機構によるメゾン支援・まち再生出資

※2021年12月27日現在 (都市再生整備計画に基づく財政支援件数については2021年4月1日現在、都市再生特別地区数については2021年9月30日現在、都市計画提案制度利用件数については2020年3月31日現在)

8. 都市再生緊急整備地域



9. まちなかウォーカーカブル

- 市町村が滞在快適性等向上区域を設定した都市再生整備計画を作成し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置づけ。(R3.6末までに53市町村が区域を設定済み)
- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けて、ウォーカーカブルな取組を普及・展開するため、予算制度の拡充や知見の共有等、ウォーカーカブル推進都市(321都市 R3.12末時点)をはじめとした様々な主体に対して必要な支援を実施。

STEP 0 (ビジョン策定に着手等)	STEP 1 (ワークショップ・社会実験等)	STEP 2 (点の整備に着手)	STEP 3 (面の整備に着手)
 エリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定等に着手もしくは、これから検討を開始する。	 ウォーカーカブルな空間創出に向けた公共空間のデザイン検討や街路の広場化・再配分等の社会実験が実施されている。	 ウォーカーカブルな空間創出に向けて、エリア内で歩道拡幅、滞留空間整備などの事業が進められている。	 点の整備を軸に、民間施設等も含め、ウォーカーカブルな空間が面的に形成・拡大し、民間とも連携し、ゆとりと賑わいある空間が形成されている。

取組初期の都市を重点的にサポートするとともに、ステップアップに向けた支援を強化

支援制度

- ・まちなかウォーカーカブル推進事業（交付金・補助金）
- ・都市・地域交通戦略推進事業（交付金・補助金）
- ・ウォーカーカブル推進税制
- ・官民連携まちなか再生推進事業（補助金）
- ・まちなか公共空間等活用支援事業（補助金）等

ウォーカーカブル推進都市・マチミチ会議

- ・最新の情報・知見の共有・展開等

予算・税制支援による取組の実施

ウォーカーカブル推進都市・

マチミチ会議構成員の連携強化

(オンラインプラットフォームの構築)

STEP 3に到達する
都市数の増加

9. ウォーカブル推進都市一覧

○321都市が“WEDO”※の考え方に共鳴し、政策実施のパートナーとして、ともに具体的な取組を進めている。(令和3年12月31日時点)

○53都市がウォーカブル区域(滞在快適性等向上区域)を設定。(令和3年6月30日時点)

※Walkable(歩きやすくなる) Eyelevel(まちに開かれた1階) Diversity(多様な人の多様な用途、使い方) Open(開かれた空間が心地よい)

※令和3年6月末までに、都市再生特別措置法に基づき滞在快適性等向上区域を設定している市町村(既に都市再生整備計画の期間が終了した市町村を含む)：

北海道	札幌市	札幌市	東京都	川崎市	長野県	豊橋市	彦根市	兵庫県	倉敷市	高知市	別府市							
		函館市																
	山形県	山形市		新潟県	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市								
		山形市																
	福島県	福島市			新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市								
		福島市																
	茨城県	水戸市		新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市									
		水戸市																
	栃木県	宇都宮市		新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市									
		宇都宮市																
東北	仙台市	仙台市	東京都	川崎市	長野県	豊橋市	彦根市	兵庫県	倉敷市	高知市	別府市							
		仙台市																
	山形県	山形市										新潟県	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市
		山形市																
	福島県	福島市											新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市
		福島市																
	茨城県	水戸市										新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	
		水戸市																
	栃木県	宇都宮市										新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	
		宇都宮市																
関東	さいたま市	さいたま市	東京都	川崎市	長野県	豊橋市	彦根市	兵庫県	倉敷市	高知市	別府市							
		さいたま市																
	埼玉県	さいたま市										新潟県	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市
		さいたま市																
	千葉県	千葉市											新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市
		千葉市																
	東京都	東京都										新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	
		東京都																
	神奈川県	横浜市										新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	
		横浜市																
中部	名古屋市	名古屋市	東京都	川崎市	長野県	豊橋市	彦根市	兵庫県	倉敷市	高知市	別府市							
		名古屋市																
	岐阜県	岐阜市										新潟県	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市
		岐阜市																
	静岡県	静岡市											新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市
		静岡市																
	愛知県	名古屋市										新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	
		名古屋市																
	三重県	津市										新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	
		津市																
近畿	大阪市	大阪市	東京都	川崎市	長野県	豊橋市	彦根市	兵庫県	倉敷市	高知市	別府市							
		大阪市																
	京都府	京都市										新潟県	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市
		京都市																
	兵庫県	神戸市											新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市
		神戸市																
	奈良県	奈良市										新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	
		奈良市																
	和歌山県	和歌山市										新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	
		和歌山市																
中国	広島県	広島市	東京都	川崎市	長野県	豊橋市	彦根市	兵庫県	倉敷市	高知市	別府市							
		広島市																
	岡山県	岡山市										新潟県	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市
		岡山市																
	広島県	広島市											新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市
		広島市																
	岡山県	岡山市										新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	
		岡山市																
	広島県	広島市										新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	
		広島市																
四国	高松市	高松市	東京都	川崎市	長野県	豊橋市	彦根市	兵庫県	倉敷市	高知市	別府市							
		高松市																
	香川県	高松市										新潟県	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市
		高松市																
	愛媛県	松山市											新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市
		松山市																
	高松市	高松市										新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	
		高松市																
	高松市	高松市										新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	
		高松市																
九州	福岡県	福岡市	東京都	川崎市	長野県	豊橋市	彦根市	兵庫県	倉敷市	高知市	別府市							
		福岡市																
	佐賀県	佐賀市										新潟県	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市
		佐賀市																
	熊本県	熊本市											新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市
		熊本市																
	鹿児島県	鹿児島市										新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	
		鹿児島市																
	宮崎県	宮崎市										新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	
		宮崎市																

合計

321都市

※蓮田市(埼玉県)・長浜市(滋賀県)・宇多津町(香川県)については、ウォーカブル推進都市ではないが、滞在快適性等向上区域を設定している。

10. スマートシティの政府の推進体制と官民連携プラットフォーム

- Society5.0の実現に向け、政府一丸となって、さらに産官学の連携によりスマートシティの取組を推進。

政府一丸となったスマートシティの推進体制

議院推進戦略セッションバーイ合統

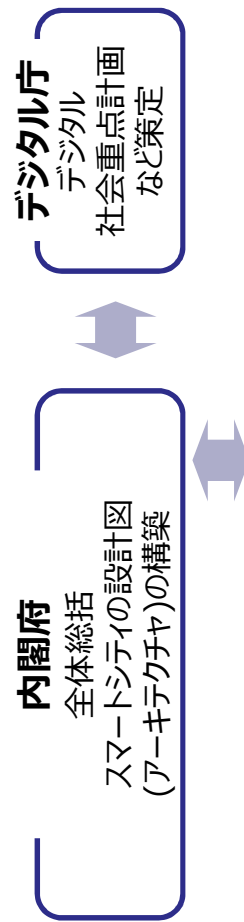
議長：官房長官、議長：科学技術担当大臣

指示

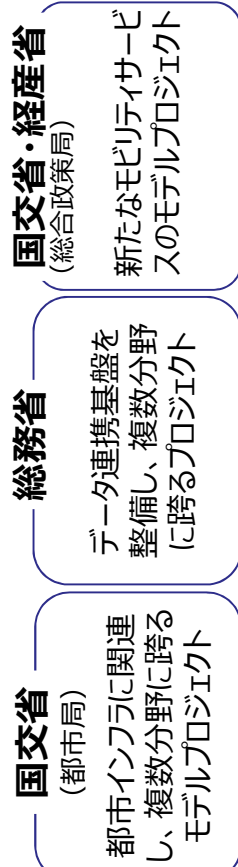
スマートシティ・タスクフォース会合

關係府省(事務局:内閣府)

〇〇 関係府省連携による施策推進体制



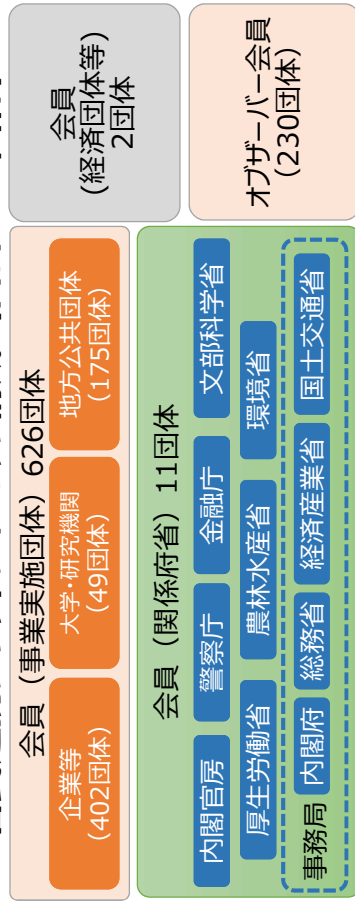
モデル事例の構築と全国への展開



産官学連携によるスマートシティの推進体制

官民の知恵やノウハウを結集してスマートシティの取組を加速すべく、企業、地方公共団体、大学、関係府省等を構成員とした官民連携プラットフォームを令和元年８月に設立。

官民連携プラットフォームの構成（合計869団体）



(令和3年12月末時点)

①事業支援

各府省のスマートシティ関連事業を実施する会員に対して、資金面に加え、ノウハウ面でも各府省が一体となって支援

③マッチング支援

解決したい課題を持つ地方公共団体
等と、解決策やノウハウを持つ民間事
業者等とのマッチングを支援

②分科会

共通する課題を抱える会員相互で課題の解決策等の検討のため分科会を開催（分科会の成果は会員間で共有）

④普及促進活動

各地におけるスマートシティの取組の普及や、モデル事業で得られた知見等の横展開を図るための活動を実施

10. スマートシティモデル事業箇所図 (R1～R3)

R3.12.31現在

◆先行モデルプロジェクト (27事業)

全国の牽引役となる先駆的なプロジェクトとして、実証実験支援等を実施。

No. プロジェクト実施地区	
1 北海道 札幌市	15 石川県 加賀市
2 秋田県 仙北市	16 静岡県 熱海市・下田市
3 福島県 会津若松市	17 静岡県 藤枝市
4 茨城県 つくば市	18 愛知県 岡崎市
5 栃木県 宇都宮市	19 愛知県 春日井市
6 埼玉県 さいたま市	20 京都府 精華町
7 埼玉県 熊谷市	21 大阪府 大阪市
8 埼玉県 毛呂山町	22 兵庫県 加古川市
9 千葉県 柏市	23 和歌山県 すさみ町
10 東京都 千代田区	24 島根県 益田市
11 東京都 港区	25 広島県 三次市
12 東京都 江東区	26 愛媛県 松山市
13 東京都 大田区	27 熊本県 荒尾市
14 新潟県 新潟市	

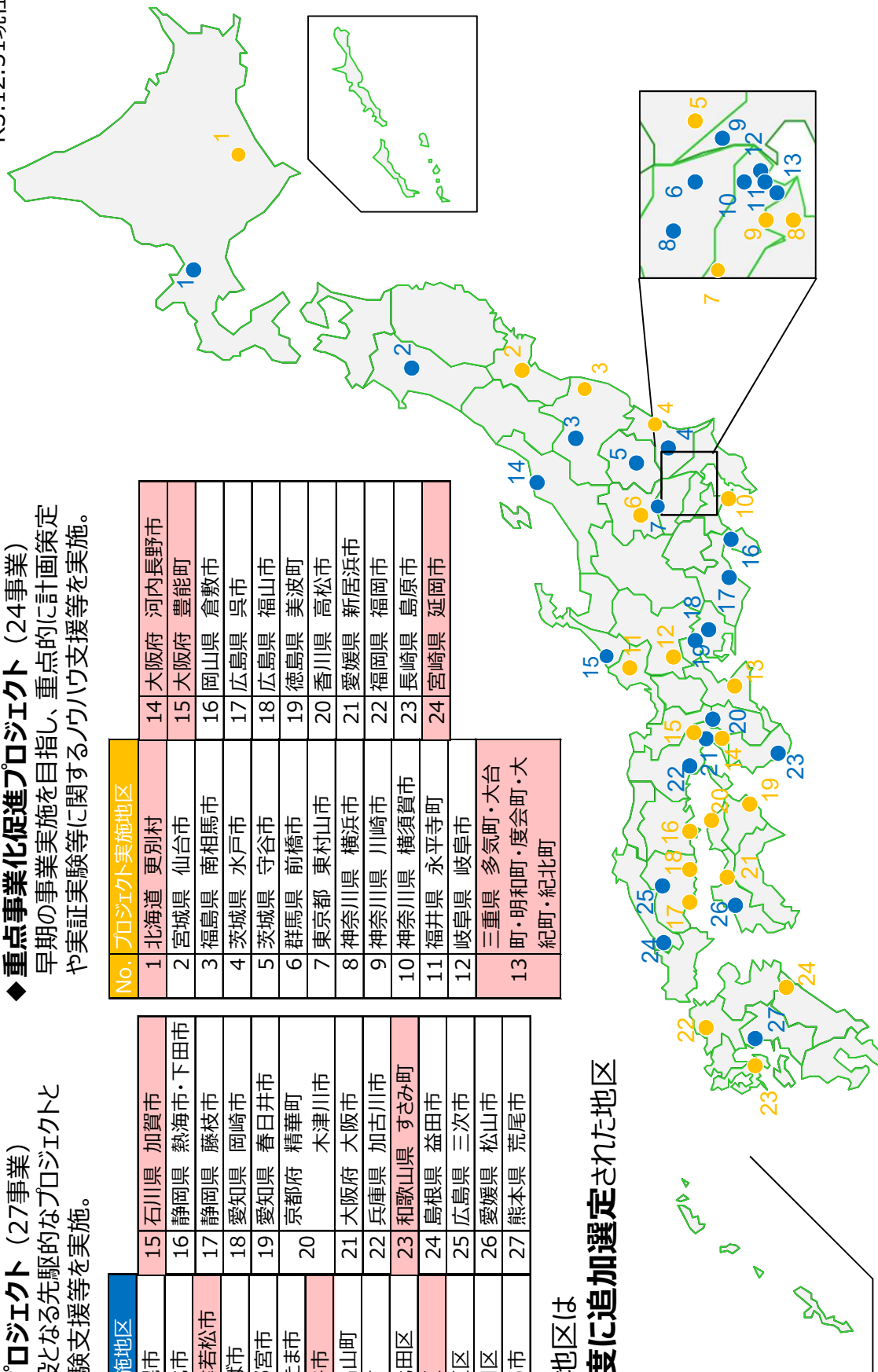
◆重点事業化促進プロジェクト (24事業)

早期の事業実施を目指し、重点的に計画策定や実証実験等に関するノウハウ支援等を実施。

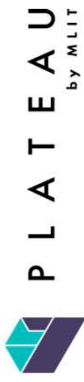
No. プロジェクト実施地区	
1 北海道 更別村	14 大阪府 河内長野市
2 宮城県 仙台市	15 大阪府 豊能町
3 福島県 南相馬市	16 岡山県 倉敷市
4 茨城県 水戸市	17 広島県 呉市
5 茨城県 守谷市	18 広島県 福山市
6 群馬県 前橋市	19 徳島県 美波町
7 東京都 東村山市	20 香川県 高松市
8 神奈川県 横浜市	21 愛媛県 新居浜市
9 神奈川県 川崎市	22 福岡県 福岡市
10 神奈川県 横浜須賀町	23 長崎県 島原市
11 福井県 永平寺町	24 宮崎県 延岡市
12 岐阜県 岐阜市	
13 三重県 多気町・大台町・明和町・度会町・大紀町・紀北町	

※表内着色地区は

令和3年度に追加選定された地区



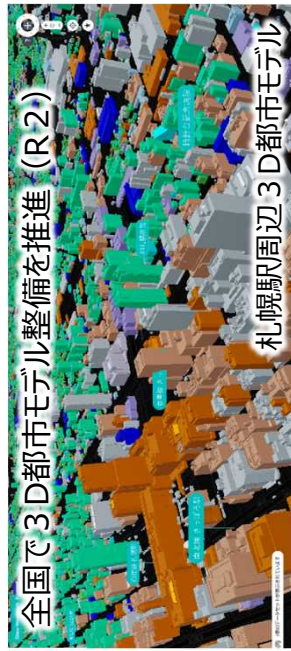
1 1. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進



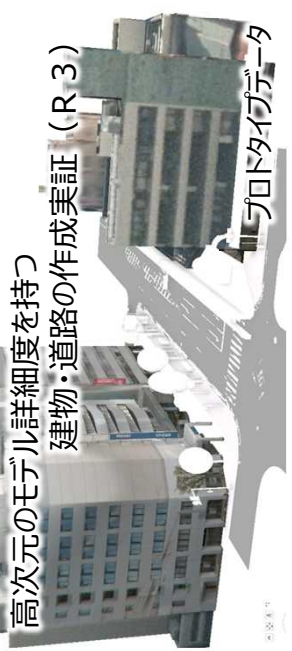
- 「スマートシティ」をはじめとしたまちづくりのデジタルトランスフォーメーションを進めるため、その基盤となる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進（Project PLATEAU（プラトール））。
- データ標準仕様の策定等を進めるとともに、多様な分野における3D都市モデルを活用したユースケース開発の実証実験や、オープンデータ化による民間利用の促進を図る。 <https://www.mlitt.go.jp/plateau/> :
→ユースケースの紹介やプロジェクトの成果などについてドキュメント、3D都市モデルをブラウザ上で閲覧できる「PLATEAU VIEW」を公開

3D都市モデルの整備

- 建物などの3次元形状や面積・用途・構造等の属性情報をデータ化した「3D都市モデル」を整備（令和2年度時点で約60都市）。

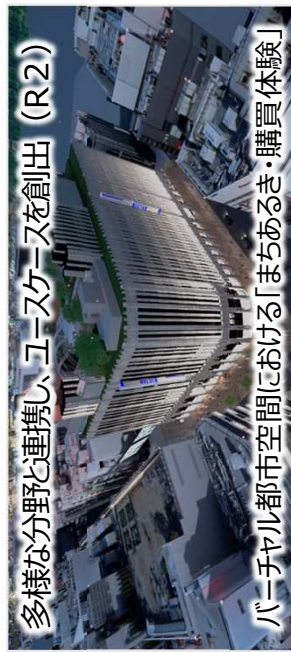


- 今後、建物や道路の詳細モデルの仕様策定、効率的なデータ整備・更新の手法開発、測量手法のマニュアル策定等に取り組む。



ユースケース開発

- スマート・プランニング、防災、都市活動モニタリング、民間サービスなど、多様なテーマでユースケース開発を実証し、事例を創出。



- 今後、更に多様な企業、研究機関、他省庁等と連携し、「脱炭素」や「モビリティ」等のテーマでユースケースの深堀に取り組む。

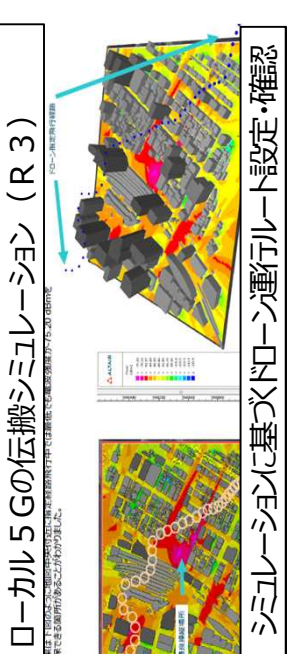


オープンデータ化

- 多様な分野で3D都市モデルの活用を活性化させ、オープンイノベーションを創出するため、整備した約60都市のデータをオープンデータとして公開。



- データ公開後、市場ベースでPLATEAUを活用したサービス等が続々と登場。引き続きオープンデータ化を促進するため、課題整理等に取り組む。



Altairエンジニアリング「Altair WinProp」

1 1. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進 PLATEAU by MLIT

R4.1時点

3D都市モデル整備都市リスト（56都市）

都道府県	団体名	都道府県	団体名
北海道	札幌市	静岡県	沼津市
福島県	郡山市		掛川市
	いわき市		菊川市
茨城県	白河市	愛知県	名古屋
	鉾田市		岡崎市
栃木県	宇都宮市		津島市
	桐生市		安城市
群馬県	館林市		大田市
	さいたま市	大阪府	豊中市
埼玉県	熊谷市		池田市
	新座市		高槻市
	毛呂山町		摂津市
千葉県	柏市		忠岡町
	特別区（23区）	兵庫県	加古川市
東京都	東村山市		鳥取市
	横浜市		呉市
神奈川県	川崎市	広島県	福山市
	相模原市		松山市
	横須賀市	愛媛県	北九州市
	箱根町		久留米市
	新潟市		飯塚市
新潟県	金沢市	福岡県	宗像市
石川県	加賀市		熊本市
	松本市		荒尾市
長野県	岡谷市	熊本県	玉名市
	伊那市		益城町
	茅野市		日田市
岐阜県	岐阜市	大分県	
		沖縄県	那覇市

主なユースケースリスト

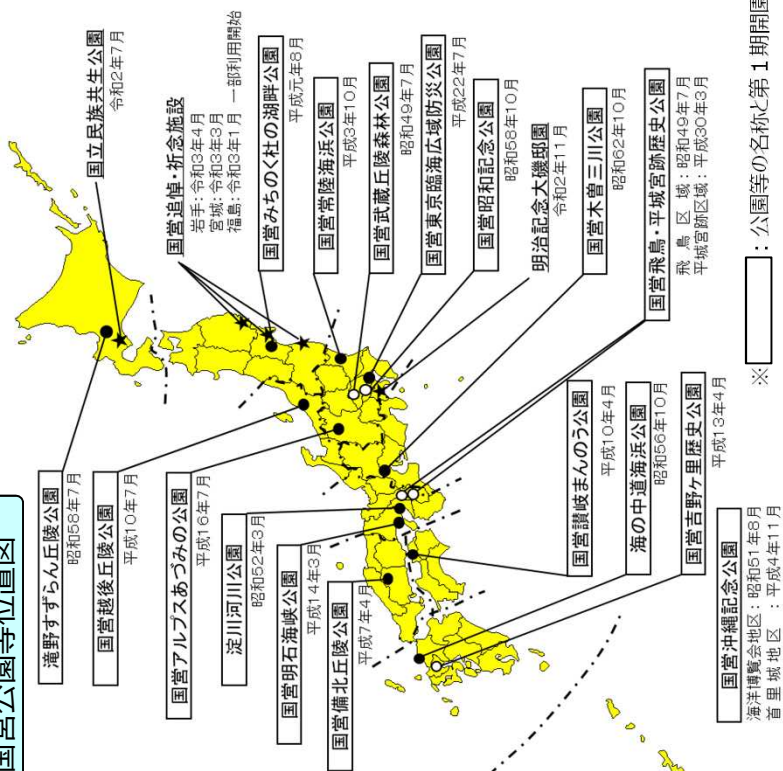
分類		ユースケース名
防災	防災計画	垂直避難の可能性を有する建築物の可視化
	防災意識啓発	時系列浸水シミュレーションデータの3次元可視化
	リスク早期発見	河川水位の可視化による水害発生リスクの早期把握
環境・エネルギー	カーボンニュートラル	太陽光発電ポテンシャル推計及び反射シミュレーション
	計画策定	都市計画基礎調査情報を活用した都市構造の可視化
		人流センサー配置シミュレーション
都市計画 まちづくり	公共空間 インフラ整備	公共空間の混雑状況の可視化
		カーブパースン調査を活用したスマート・プランニング
		エリアマネジメントによる活動状況の可視化
	計画運用	開発許可情報等の集約による行政事務の効率化
	賑わい創出	ウォーカブルな拠点整備を目標とした歩行者量の変化の可視化
	混雑回避	屋内センサーによる人流モニタリング
地域活性化 観光 コンテンツ	観光振興	ソーシャルディスプレイスタンド判定技術
		景観シミュレーションとの連携を通じた将来景観計画の可視化
		空間認識技術を活用したAR観光ガイド
	コンテンツ開発	バーチャル都市空間における「まちあるき・購買体験」
	交通	工事車両の交通シミュレーション
	モビリティ	自動運転車両の自己位置推定への活用
		物流ドローンのフライトシミュレーション

※全国40件以上の実証実験を実施

12. 都市公園の種類と現況

- 広域的な見地から、また我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため国が設置する**国営公園**については、**現在 17 公園で整備及び維持管理**を行っているほか、国土交通省設置法第 4 条第 1 項第 48 号に基づき、**5箇所で公共空地の整備及び維持管理**を行っている。
- また、民間活力を活用して公園整備を行う**Park-PFI制度は、国・自治体あわせて65公園で活用**されている。

國英公司鐵櫃圖



Park-PFIの活用状況

(令和3年4月28日時点)

	公募済	事業者決定		事業実施済み
		事業者決定		
		選定中	決定済み	
国営公園	2	0	2	0
自治体の公園	63	5	28	30
合計	65	5	30	30

都市公園の体系

事業主体：国営公園（17箇所）

大規模公園
広域公園（220箇所）
主な事業主体：都道府県

都市基幹公園
運動公園（832箇所）
総合公園（1,376箇所）
主な事業主体：都道府県・市区町村

住区基幹公園 (1,626箇所)
地区公園 (5,813箇所)
近隣公園 (8,919.2箇所)

※箇所数は、令和2年3月末時点

※：公園等の名称と第1期開園年月

- 1号公園：一の都府県界の区域を超えるような広域の見地から設置（12ヶ所）
 ○2号公園：国家的な記念事業又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために設置（5ヶ所）
 ★公共空地：国土交通省設置法第4条第1項第48項に基づき整備及び維持管理（5ヶ所）

1 3 . 都市開発の海外主要案件

概要

- 我が国事業者の大規模な都市開発への参画を促進するため、案件発掘・形成段階から積極的に我が国政府や関係機関が参画し、民間企業が参画する環境を整備。
- 平成30年8月に「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が施行され、都市再生機構（UR）が海外業務を行うことが可能となった。

取組事例

～西シドニー新空港周辺開発計画～

- オーストラリア・西シドニー空港（2026年開港予定）を核とする新たな都市圏（ウェスタン・シドニー・エアロトロポリス）を創造する開発プロジェクト。
- URは相手国機関との間でアドバイザー契約を締結。
URの知見を活用した技術的支援を実施。



エアロトロポリス構想
（総面積：約11,200ha）

Aerotropolis Core

航空・宇宙産業に係る
研究・開発機関を誘致
するエリア

Northern Gateway

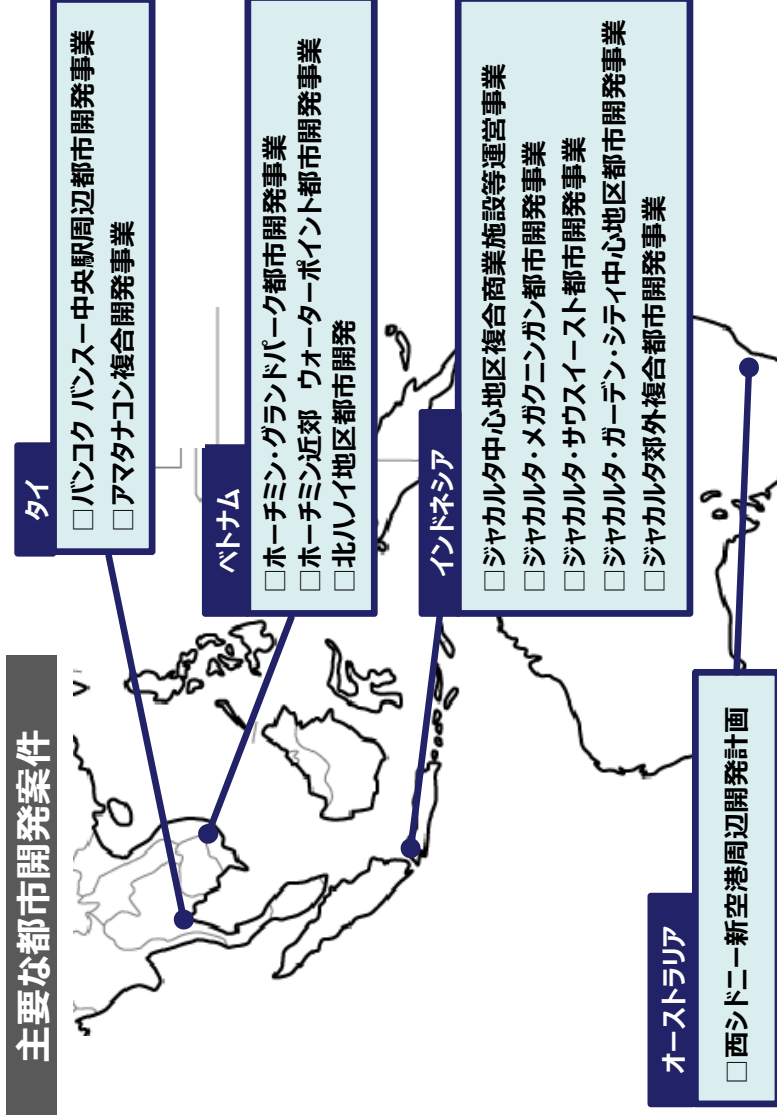
高等教育機関、医療
施設等を誘致するエリア

Agribusiness &

Agribusiness

既存の農業・畜産業（酪
農・養鶏）を集積させ、輸出
食品を製造・加工するエリア

主要な都市開発案件



※NSW州政府資料より抜粋

※ミャンマーについては、現下の情勢を踏まえ、今後の事態の推移を注視し検討

Ⅷ. 問い合わせ先

●令和4年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等

項目・ページ		担当課・連絡先
1. (1)	P 1 5	都市安全課 (03-5253-8400) 市街地整備課 (03-5253-8412) 公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
1. (2)	P 1 6	都市安全課 (03-5253-8400)
1. (3)	P 1 7	都市安全課 (03-5253-8400) 公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
1. (4)	P 1 8	市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415) 都市計画課 (03-5253-8409)
2. (1)	P 1 9	都市計画課 (03-5253-8409) 市街地整備課 (03-5253-8412) 都市政策課 (03-5253-8397)
2. (2)	P 2 1	市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)
2. (3)	P 2 2	街路交通施設課 (03-5253-8415) まちづくり推進課 (03-5253-8405)
2. (4)	P 2 3	街路交通施設課 (03-5253-8415)
2. (5)	P 2 4	まちづくり推進課 (03-5253-8405) 市街地整備課 (03-5253-8412)
2. (6)	P 2 5	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
3. (1)	P 2 7	市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)
3. (2)	P 2 8	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
3. (3)	P 2 9	まちづくり推進課 (03-5253-8405)
3. (4)	P 3 0	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
4. (1)	P 3 1	都市計画課 (03-5253-8409) 市街地整備課 (03-5253-8412)
4. (2)	P 3 2	都市計画課 (03-5253-8409) 都市政策課 (03-5253-8397)
5. (1)	P 3 3	市街地整備課 (03-5253-8412) まちづくり推進課 (03-5253-8405)
5. (2)	P 3 4	総務課国際室 (03-5253-8955)
6. (1)	P 3 5	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
6. (2)	P 3 6	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)

●参考（都市局関係 各地方整備局等連絡先）

地方機関名	担当部課・連絡先
北海道開発局	事業振興部 都市住宅課 (011-738-0234)
東北地方整備局 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	建政部 都市・住宅整備課 (022-225-2016) 建政部 計画管理課 (022-225-2014)
関東地方整備局 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)	建政部 都市整備課 (048-600-1907) 建政部 計画管理課 (048-600-1905)
北陸地方整備局 (新潟県、富山県、石川県)	建政部 都市・住宅整備課 (025-280-8755) 建政部 計画・建設産業課 (025-370-6571)
中部地方整備局 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)	建政部 都市整備課 (052-953-8573) 建政部 計画管理課 (052-953-8571)
近畿地方整備局 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	建政部 都市整備課 (06-6942-1080) 建政部 計画管理課 (06-6942-1056)
中国地方整備局 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)	建政部 都市・住宅整備課 (082-511-6194) 建政部 計画・建設産業課 (082-511-6185)
四国地方整備局 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	建政部 都市・住宅整備課 (087-811-8315) 建政部 計画・建設産業課 (087-811-8314)
九州地方整備局 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	建政部 都市整備課 (092-471-6331) 建政部 計画管理課 (092-471-6331)
内閣府沖縄総合事務局	開発建設部 建設産業・地方整備課 (098-866-1910)

（この冊子は、再生紙を使用しています。）